

1963年9月28日(第6回)

1. 講議並に散会時談(午前10時45分～午後4時53分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛	4番	天久 雄
4番	安次喜 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 春	7番	仲村 崇
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安	10番	安里 防昇
10番	又吉 正弘	～	～	～	～	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	官城 盛昌	16番	官城 盛助
16番	宮星 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 勝光	21番	古沢蔵 清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

11番 石川繁

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛	4番	天久 雄
4番	安次喜 盛信	5番	石川 真大	6番	仲村 春	7番	仲村 崇
7番	稻嶺 正彌	8番	石田 英正	9番	安里 安	10番	安里 防昇
10番	又吉 正弘	～	～	～	～	12番	大川 昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜永	15番	官城 盛昌	16番	官城 盛助
16番	宮星 敏行	17番	伊佐 貞寿	18番	中里 幸助	19番	中里 幸助
19番	式島 行男	20番	仲村 勝光	21番	古沢蔵 清次郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

11番 石川繁

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春 昇 助役 吳屋 真徳 総務課長 松川 正義

1963年9月28日(月曜日)

1、出席並に散会時間(午前10時45分～午後4時53分)

2、出席議長は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 夏太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 夏	4番	堺 春助
4番	安坂 肇信	5番	石川 真六	6番	伊村 春	7番	安藤 春
7番	猪俣 正敏	8番	石田 吾正	9番	安次 大	10番	安次 勝
10番	又吉 正弘	~	~	~	~	11番	大川 順昌
12番	伊佐 真裕	14番	仲村 喜永	15番	官坂 順助	16番	中里 伸
16番	宮里 敏行	17番	伊達 真寿	18番	中里 伸	19番	古賀 蔵
19番	式島 行男	20番	伊藤 亜光	21番	古賀 蔵		清次郎

3、不應相議長は次の通りである。

11番 石川繁

4、出席議長は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 夏太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 夏	4番	堺 春助
4番	安坂 肇信	5番	石川 真六	6番	伊村 春	7番	安藤 春
7番	猪俣 正敏	8番	石田 吾正	9番	安次 大	10番	安次 勝
10番	又吉 正弘	~	~	~	~	11番	大川 順昌
12番	伊佐 真裕	14番	仲村 喜永	15番	官坂 順助	16番	中里 伸
16番	宮里 敏行	17番	伊達 真寿	18番	中里 伸	19番	古賀 蔵
19番	式島 行男	20番	伊藤 亜光	21番	古賀 蔵		清次郎

5、欠席議長は次の通りである。

11番 石川繁

6、市議会規則第61条の規定により、議事脱場のため出席したものは次の通りである。

市長 伊村春日 助役 畑野義徳 記録係長 松川正義

建設課長 島袋 直兼 民生課長 当山 全吾 水道課長 国吉 真義
住民課長 伊村 春信 経済課長 泽レ 安一 戯政課長 岩尾 特俊
消防課長 大城 仁幸

7. 議会事務局出席者

局長 宮城 光雄 書記 照臣 教 島袋 真白 知念 寿光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について

日程第2. 決議案第7号 交通安全都市宣言促進方針議について

日程第3.

一般質問

日程第1. 議案第33号 公有水面埋立に対する意見答申について

附程第2. 決議案第7号 交通安全都市宣言促進方決議について

日程第3。

一般質問

議長～出席17名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により、
議会は成立致しますので、只今より第6回の会議を開きます。
(午前10時45分)

議長～日程追加を願います。決議案第7号交通安全都市宣言促進方針について、一般質問を日程第10に願います。

議長～4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～1番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、議案第33号公有水面埋立に関する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において委員会付託にしたいと思います。委員会は墨工務課委員会に付託し、尙審査の方は閉会中も審査してもらうよう、それと時期は次の臨時議会10回頃になると思いますが、10頃までに案件の審査をすると云うことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案は質疑の段階において、墨工務課委員会に付託することに決定致します。
尚審査の方は閉会中も審査し、次の臨時会までに報告するようお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後4時29分)

議長～再開致します。(午後4時32分)

議長～日程第2、決議案第7号交通安全都市宣言促進方針についてを議題といたします。
事務局要をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4番～現在においては單なる関係当局や或は関係団体のみが盛んにこの問題について検討し、そしてこの問題を進めておりますが、しかしながら一向にえる傾向じやなくて、かえつて増強しているような現状態であります。そういう時期にあつて本市においても本市の状況からして、これからますますこう云つたような傾向にあるんじゃないかと云う事

議長～出席17名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しますので、只今より第6回目の会議を開きます。
(午前10時45分)

議長～日程追加を願います。決議案第7号交通安全都市宣言促進方針議について。一般質問を日程第10に願います。

議長～4番、3番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議長～再開致します。(午前11時27分)

議長～1番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、議案第33号公有水面埋立に対する意見答申についてを議題と致します。本案は質疑の段階において委員会付託にしたいと思います。委員会は経営委員会に付託し、尙審査の方法は閉会中も審査してもらうように、それと同時に次の臨時議会10回目になると思いますが、10回までに案件の審査をすると云うことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、本案は質疑の段階において、経営委員会に付託することに決定致します。
尚審査の方は閉会中も審査し、次の臨時会までに報告するようお願いします。

議長～暫休憩致します。(午後4時22分)

議長～再開致します。(午後4時32分)

議長～日程第2、決議案第7号交通安全都市宣言促進方針議についてを議題といたします。
事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4番～現在においては単なる關係當局や或は關係団体のみが盛んにこの問題について検討し、そしてこの問題を進めておりますが、しかしながら一向にえる傾向じやなくて、かえつて増強しているような現状態であります。そういう時期にあつて本市においても本市の状況からして、これからますますこう云つたような傾向にあるんじやないかと云う事

がゆう圖される訳であります。そこで單なるこう云つた兼な調査組織にまかすんではなくて、全市属ぐるみの運動によつてこの防止策が講じられ、そして全市属が交通安全の思想の高ようを図る事によつて交通事故が一掃されるんじやないかと云うふうな観点に立つのであります。そういつた兼な意味も含めて早急に交通安全都市の宣言を実現してもらうために、この決議案を提出した次第であります。尚ほ行政機構の中にあります所の(口)であります。宣言にともなう具体的実施計画の策定でありますが、一応宣言するからにはあらゆる資源の賛成を図り、そして宣言を効果あらしめるための実施計画案であります。そう云う準備をするために、どうしてもそこに促進委員会の設置が必要であれば、そう云う事も早急に設置し、そして全市属の交通安全の掀起大会等も催して、この目的を達成してもらいたいためにこの要請事項をあえて入れてある訳であります。以上簡単な御説明を申し上げて、皆様の御賛同を得られれば大変幸いと考えております。どうぞ直しく御検討を御願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～これは大変謹慎なことだと思いますが、善天閣警察署管内における交通安全との関連、それから促進会についての具体的な問題と、そういうふたつにについての説明を御願いしたいと思います。

4番～御説明致します。現在善天閣警察署管内に組織されております。善天閣地区交通安全協会なるものがおられます。これは沖縄交通安全協会の支部的な性格をおびておられます。会員は免許証を所持しているもの及びそれから車両所持者並に業者と云うようなメンバーがその会員になつて居るようであります。そこで交通安全協会が当然交通安全のための事業或はそれにともなう施設の完備を図るべきだと云うふうに考えて着々とそう云つた事をも進めて参つております。だがしかし御承知の兼に交通安全協会の予算がその管内の市村によつて負担されている負担金と、それから中央からの交付金と限られた予算しかもつておません、その予算で出来る事業そのものは、ほとんど運営費であります。事業費が運営費であります。交通安全週間の諸行事或は展示会或は路上演習或は交通安全車両の整備、或は簡単な交通安全のための施設等のさく限られた予算の範囲内でしか出来ませんので、基本的な認識はほとんど單や或は該當当局が今までやつています。横断歩道に要する新的交通安全灯、或は標識その他の施設を設置しておりますが、しかし市内においてはこれ以上施設の必要がたくさんあるどうせ必要にせまられている施設がある訳であります。安全さくよか或は歩道とか、歩道の施設色々ある訳であります。しかし交通安全協会の事業的な運営だけはどうする事も出来ない兼な状態であります。そこで市が交通安全都市として宣言した場合に交通安全協会との関連であります。あくまでも市当局、市においては市がとして

がゆう應される訳であります。そこで單なるこう云つた様な關係組織にまかすんではなくて、全市民ぐるみの運動によつてこの防止策が構じられ、そして全市民が交通安全の思想の高ようを國る事によつて交通事故が一掃されるんじやないかと云うふうな觀点に立つのであります。そういうつた様な意味も含めて早急に交通安全都市の宣言を実現してもらつたために、この決議案を提出した次第であります。尚更行政機構の中にあります所の(口)であります。宣言にともなう具体的実施計画の策定であります。一応宣言するからにはあらゆる資料の収集を図り、そして宣言を効果あらしめるための実施計画法であります。そう云う準備をするために、どうしてもそこに促進委員会の設置が必要であれば、そう云う車を早急に設置し、そして全市民の交通安全の決起大会等も催して、この目的を達成してもらいたいたいためにこの要請事項をあえて入れてある訳であります。以上簡単な御説明を申し上げて、皆様の御賛同を得られれば大変幸いと考えております。どうぞ宣しく御検討を御願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

16番～これは大変結構なことだと思いますが、普天間警察署管内における交通安全との関連、それから促進面についての具体的な問題と、そういうつた面についての説明を御願いしたいと思います。

4番～御説明致します。現在普天間警察署管内に組織されております。普天間地区交通安全協会なるものがありますがこれは沖縄交通安全協会の支部的な性格をおびております。会員は免許証を所持しているもの及びそれから車両所持者並に業者と云うようなメンバーがその会員になつて居るようあります。そこで交通安全協会が当然交通安全のための事業或はそれにともなう施設の完備を図るべきだと云うふうに考えて着々とそう云つた面も進めて参つております。だがしかし御承知の様に該交通安全協会の予算がその管内の市村によつて負担されていく負担金と、それから中央からの交付金と限られた予算しかもつておりません、その予算で出来来る事業そのものは、ほとんど運営費であります。事業費が運営費であります。交通安全週間の諸行事或は展示会或は路上検査或は交通車両の整備、或は簡単な交通安全のための施設等のごく限られた予算の範囲内でしか出来ませんので、基本的な設備はほとんど軍や或は政府当局が今までやつています。横断歩道に要する所の交通安全灯、或は標識その他の色々な施設ですが、しかし市門においてはこれ以上施設の必要がたくさんあるどうせ必要にせまられている施設がある訳であります。安全さくよか或は歩道とか、歩道の施設色々ある訳でありますが、しかし交通安全協会の事業的な運営費だけではどうする事も出来ない様な状態であります。そこで市が交通安全都市として宣言した場合に交通安全協会との関連でありますが、あくまでも市当局、市においては市がどうしても

やらなくちやいけない交通安全の施設、独自の立場から検討して進める必要があると思つております。

尚また交通安全の問題ですが單なるそういつた兼な交通安全協会がやるんぢと云つた兼な一般の市民に対して全市民がこの問題に対して責任を負わなくてはいけないと云つた兼な認識を高める事によつて、この効果が上がると云う事であります。そこで都宣言をすれば自然に全市民がこの交通安全の面の知識が高められて、そして我々にもその交通安全のための責務があるんだと云つた兼な思想をうえつけるために、どうしても必要じやないかと、そこで安全協会は団体であります。団体としての立場からの交通安全面のあらゆる運動を展開すべく市は市として市独自の立場から市政の一環として交通安全の面を進みたいと云う兼な事になるかと思つております、そこで若かんそれは事業や或は運動においての重複、或はタイアップして進めなければいけない事業も出て来るかと思つております。だがしかし重複するからと云つて、それは重複させてはいけないと云う事じやなくして、あらゆる機会において、あらゆる場所において、この問題は日夜まわずにこの運動を展開する事によつて宣野湾市からこう云つた兼な交通事故が一掃されると云う兼なことで、決して重複或は又交通安全協会がやるから、やらなくちやいけないと云つた兼な事はぬきにして、市政と云つた兼な立場からこの問題を取り上げて進めて書きたいと云う兼な事であります。

1.3番～なる點交通安全と云う趣旨には賛成であります。宣言をすることによつて、どう云う変化がともなうか、或は又宣言の効力と云う事で一応要請事項と云うのもあります。この要請事項そのものあはいかなる効力があるか、例えば交通安全行政と云うものは、市独自の立場からなすべきだと、むしろ現在においては交通安全協会でも取り上げる事態があるんだと云う説明がありました。宣言をすることによつて、どう云う変化が生じるか、或は又要請事項となるものはいかなる効力があるか、この辺について御説明願います。

尚それに交通安全協会と云うのがあります。交通安全協会の仕事は現在どういうふうにしているか、仮にこの宣野湾市の方が交通安全都市の宣言をする事によつて交通安全協会もそれについて、その宣言都市をした所の都市について具体的な計画もあるかどうか。いわゆる宣言都市と交通安全協会との関連ですね。宣言をしたらその都市についての交通安全協会としての計画ももつておるかどうか。

4番～宣言することによつて、どう変るかと云う点、それからこの要請事項はどういうような効力をもつておるか、それから交通安全協会の仕事はどういつた兼な仕事であるか、宣言することによつて交通安全協会とどのような計画をもつているか、それについて御説明願えます。宣言することによつてどう変るかの御質問であります。先程も申し上げました兼に一般市民においては交通安全の仕事、或は交通安全

やらなくちやいけない交通安全の施設、独自の立場から検討して進め
る必要があると思つております。

尙また交通安全の問題ですが単なるそういうた様な交通安全協会がや
るんだと云つた様な一般の市民に対して全市民がこの問題に対して責
任を負わなくてはいけないと云つた様な認識を高める事によつて、こ
の効果が上ると云う事であります。そこで都市宣言をすれば自然に
全市民がこの交通安全の面の知識が高められて、そして我々にもその
交通安全のための責任があるんだと云つた様な思想をうえつけるため
に、どうしても必要じやないかと、そこで安全協会は民主団体であります。
民主団体としての立場からの交通安全面のあらゆる運動を展開
すべく市は市として市独自の立場から市政の一環として交通安全の面
を進めたいと云う様な車になるかと思つております、そこで若かんそ
れは事業や或は運動においての重複、或はタイアップして進めなければ
いけない事業も出て来るかと思つております。だがしかし重複する
からと云つて、それは重複させてはいけないと云う事じやなくして、
あらゆる機会において、あらゆる場所において、この問題は日夜かま
わずにこの運動を展開する事によつて宣野萬市からこう云つた様な交
通事故が一掃されると云う様なことで、決して重複或は又交通安全協
会がやるから、やらなくちやいけないと云つた様な事はぬきにして、
市政と云つた様な立場からこの問題を取り上げて進めて戴きたいと云
う様な事であります。

18番～なる程交通安全と云う趣旨には賛成であります。宣言することによ
つて、どう変化がともなうか、或は又宣言の効力と云う事で一応
要請事項と云うのもありますが、この要請事項そのものはいかなる効
力があるか、例えば交通安全行政と云うものは、市独自の立場からな
すべきだと、むしろ現在においては交通安全協会でも取り上げる事態
があるんだと云う説明がありました。宣言することによつて、どう
云う変化が生じるか、或は又要請事項となるものはいかなる効力が
あるか、この辺について御説明願います。

尚それに交通安全協会と云うのがありますが、交通安全協会の仕事は
現在どういうふうにしているか、仮にこの宣野萬市の方が交通安全都
市の宣言をする事によつて交通安全協会もそれについて、その宣言都
市をした所の都市について具体的な計画もあるかどうか。いわゆる宣
言都市と交通安全協会との関連ですね。宣言をしたらその都市について
の交通安全協会としての計画ももつておるかどうか。

4番～宣言することによつて、どう変るかと云う点、それからこの要請事項
はどういうような効力をもつておるか、それから交通安全協会の仕事
はどういつた様な仕事であるか、宣言することによつて交通安全協会
とどのような計画をもつておるか、それについて御説明願います。
宣言することによつてどう変るかの御質問でありますが、先程も申
し上げました様に一般市民においては交通安全の仕事、或は交通安全

に對する知識を非常にうすらぐ訳であります。交通安全の仕事は業者や警察がやるものだと云つた謙な考え方の人が多いんじやないかと、それは精神的効果であります。交通安全都市の宣言をすることによつて企画が当然この交通安全の責任をおわなくちやいけないと、車なる業者、運転者だけが責任があると云うことではなくして、我々市民一人一人がその交通安全に対する責任があるんだと云つたような知識を立ててそして市ぐるみの運動にする事によつて少しでも交通事故がなくなるといつた謙な効果があるんじやないかと云う事であります。それからこれは精神的効果です。それからどうしても交通安全を強化するには、それに伴う交通安全の施策であります。宣言をすることによつて当然市政の一環としてこの問題を進めるからには、或は予算がとものう訳であります。そこで政府や軍の手がおよばない施設、例へば歩道の問題或は資金さく、横断歩道、周辺の安全さくであります。或は又その外交通安全の宣言をする事によつて、この市が出来ない安全施設に対する政府への折衝が強力に出来るし、尚更聞く筈によりますとこの交通安全宣言都市に着しては、そう云う交通安全施策に対する補助も今後やるといつた謙な事も聞れますし、当然予算をともなう施策が義務付けられてきて、その交通安全の施策の実績が充実していく事によつて、交通事故がすこしでも防止できると云う謙な効果になる点が變るんではないかと考えておきます。

それからこの要請事項の効力であります。すでに交通安全母の会や交通安全協会あたりが声を出して機会ある事に年中行事として、この運動にとづくんでいるにもかかわらず交通事故がなくなるないと云う事は、一人我々が声をからしてさけんだにしても、かん心な市民がそれを対する効力あるいはこの運動に対する歩調をそろえるだけの根柢が出来てなければどうにもならないと、そこで我々の力を限界があるから当然政治力或は又行政力でもつてこの効果がある謙な施策を構じてもらいたい曖昧のうつたえをしておきます。そこでそれに答えるためにこの具体的な実施計画が進められる事によつて当然こう云う目的を達成するし、この機会要請事項そのものの効力については議論がほつきり議論をする事によつて、車なる団体からの要請だけではなくて議会の議論によつて市当局も或は予算それによつて興味を高め、そしてその問題ととづくむじやないかと云つた謙な効力な事を考えております。それから安全協会がどの謙な都市宣言をさせて、どの謙な計画をもつておるかどうかと云う謙な御質問、内容かと屬つております。当然安全協会としても宣言をさせたから交通安全協会は手ばなしに、市に對して依存するんじやないかと云うことじやなくて、交通安全協会としても当然その責任と議論がある以上は、尚これに相呼応して幅広く運動を展開して行くと云う事は変りはございませんが、先程申し上げました謙な安全協会がどんなにやつたにしても、いつこうに済りませんので市の行政力、あるいは政治力と組まつて、そしてそれも歩調をそろえて尚大幅な運動を展開する事によつて効果があると云う事であつて、前に安全協会が市にサタをあづけると云つた謙な責任をて

に對する知識を非常にうすらぐ訳であります。交通安全の仕事は業者や警察がやるものだと云つた様な考え方の人が多いんじやないかと、それは精神的な面であります。交通安全都市の宣言をすることによつて全市民が当然この交通安全の責任をおわなくちやいけないと、單なる業者、運転者だけが責任があると云うことではなくして、我々市民一人一人がその交通安全に對する責任があるんだと云つたような知識を立ててそして市ぐるみの運動にする事によつて少しでも交通事故がなくなるといつた様な効果があるんじやないかと云う事であります。それからこれは精神的な面です。それからどうしても交通安全を強化するには、それに伴う交通安全の施設であります。宣言をすることによつて当然市政の一環としてこの問題を進めるからには、或程度予算がとものう訳であります。そこで政府や軍の手がおよばない施設、例へば歩道の問題或は資金さく、横断歩道、周辺の安全さくであります或は又その外交交通安全の宣言をする事によつて、この市が出来ない安全施設に対する政府への折衝が強力に出来来るし、尚又聞く處によりますとこの交通安全宣言都市に対しては、そう云う交通安全施設に対する補助も今後やるといつた様な事も聞れますし、当然予算をともなう施設が義務付けられてきて、その交通安全の施設の整備が充実して行く事によつて、交通事故がすこしても防止できると云う様な義務付けになる点が變るんではないかと考えております。

それからこの要請事項の効力でありますが、すでに交通安全母の会や交通安全協会あたりが声を出して機会ある事に年中行車として、この運動にとづくんでいるにもかかわらず交通事故がなくならないと云う事は、一人我々が声をからしてさけんだにしても、かん心な市民がそれに對する協力あるいはこの運動に對する歩調をそろえるだけの態制が出来てなげでどうにもならないと、そこで我々の力を限界があるから当然政治力或は又行政力でもつてこの効果がある様な施設を構じてもらいたい意味のうつたえをしております。そこでそれに答えるためにこの具体的な実施計画が進められる事によつて当然こう云う目的を達成するし、この場合要請事項そのものの効力については議会がはつきり譲渡をする事によつて、單なる団体からの要請だけではなくて議会の譲渡によつて市当局も或程度それによつて調心を高め、そしてその問題ととづくむんじやないかと云つた様な効力な計画を考えております。それから安全協会がどの様な都市宣言をさせて、どの様な計画をもつておるかどうかと云う様な御質問、内容かと思つております。当然安全協会としても宣言をさせたから交通安全協会は手はずなしに、市に對して依存するんじやないかと云うことじやなくて、交通安全協会としても当然その責任と義務がある以上は、尚これに相呼応して幅広く運動を展開して行くと云う事は變りはございませんが、先程申し上げました様に安全協会がどんなにやつたにしても、いつこうに減りませんので市の行政力、あるいは政治力と相まって、そしてそれも歩調をそろえて尚大幅な運動を展開する事によつて効果があると云う事であつて、別に安全協会が市にゲタをあづけると云つた様な責任をて

んかすると云う事は絶対ないと願います。その点は市は市としての独自の立場からこの交通安全の問題に关心を高めて、そしてとつくんでいただければ尙ほ約は充々果たせるものと私は信じております。

18番～なる趣旨はよく分かります。先輩も云いましたように交通安全の市の宣言と、なる程よい事であります。しかしこれはむしろ交通行政と云う面からすると行政が政府にすべきじやないかと、宣野渕市がこう云ふように宣言したから、それに對する施策をして呉れと云ふように政府にすべきじやないかと願われますが、その面についての見解、それと特に先輩の説明にもありました様に実施計画の策定と云う面について子供の云々とか或は又その他色々の道路にとつての安全の面のことがありましたが、こう云つた処もむしろ本市にまたがつているような先輩の要請文にもありました様に車道路があるが故に事故もふえておるんだと云う事でありますので、そういうことであれば歩道の設置、或は又横断歩道とか、サクとかと云つたのはむしろ車とか或は政府にそう云つたのはいわゆる設置して呉れと宣野渕市の右は交通都市宣言した以上はそいつたものがあるが故に交通事故も多いからと云つてそれと附帯して政府に要請をすべきだと云ふような見解ですね。もうユツはもち論宣言の事についてであります。これはむしろ啓もう宣伝とか、指導と云つた面は討論すべきだと願います。その場合においておいて宣野渕市において、宣言をする事について、それにともなう處の施策、いわゆる金もかけてすると云うよりは、むしろ交通安全協会と連絡をとるものがありますので、ここは市は市なりにあらゆる機関を網羅した処の啓もう宣伝をしてしかるべきではないかと云ふように考えております。それについての見解を伺いたい。もうユツは交通安全協会はゲタをあづけるんではないと云うことではあります。これは質問の受け違いであります。私が申し上げるのは宣言をした都市について交通安全協会として計画があるかどうかです。例えば今までの交通安全の計画を変更して特に交通安全都市を宣言した都市についての計画ですね。どう云つたもんが立てられておるかどうかです。今回宣野渕市が交通安全都市宣言したから、それについての交通安全協会独自の立場の計画が立てられておるかどうかです。

4番～お答えいたします。当然交通行政の責任は政府であります。政府であると同時に企劃一人一人がこの交通安全に對する私は法のわけまことにおいての責任があると願います。そこでそう云う責任がある故に当然政府や車がそう云う施設もなすべきじやないかと云う御説明であります。当然政府がなすべきだと願つております。しかし現段階において、現状において当然その責任はあるにしても一向にその施設の完備がなされてないと云う事は、そこで政府だけに政府がやるんじやないかと云う様な事で、そのまま放置していいかどうかと云う様な問題であります。むしろ政府のシリをたたいて或はそう云う施設の誘致を積極的に展開するのが行政当局の行政能力であります。

んかすると云う事は絶対ないと願います。その点は市は市としての独自の立場からこの交通安全の問題に关心を高めて、そしてとつくんでいただければ尚圓約は充脅果たせるものと私は信じております。

18番～なる趣旨はよくあります。先程も云いましたように交通安全の市の宣言と、なる程よい事であります。しかしこれはむしろ交通行政と云う画からすると行政も政府にすべきじやないかと、宣野湾市がこう云ふうに宣言したから、それに對する施策をして呉れと云ふうに政府にすべきじやないかと思われますが、その画についての見解。それと特に先程の説明にもありました様に実施計画の策定と云う画について子供の云々とか或は又その他色々の道路にとつての安全の画のことがありました。こう云つた処もむしろ本市にまたがつているような先程の要請文にもありました様に軍道路があるが故に事故もふえておるんだと云う事でありますので、そういうことであれば歩道の設置、或は又横断歩道とか、サクとかと云つたのはむしろ軍とか或は政府にそう云つたのはいわゆる設置して呉れと宣野湾市の方は交通都市宣言した以上はそういうものがあるが故に交通事故も多いからと云つてそれと附帯して政府に要請をすべきだと云ふうな見解ですね。
もう1つはもち論宣言の事についてであります。これはむしろ啓もう宣伝とか、指導と云つた画は討論すべきだと思います。その場合においてあえて宣野湾市において、宣言をする事において、それにともなう処の施策、いわゆる金もかけてすると云うよりは、むしろ交通安全協会と実績あるものがありますので、ここは市は市なりにあらゆる機關を網らした処の啓もう宣伝をしてしかるべきではないかと云ふうに考えております。それについての見解を伺いたい。
もう1つは交通安全協会はゲタをあづけるんではないと云うことではあります。これは質問の受け違いであります。私が申し上げるのは宣言をした都市について交通安全協会として計画があるかどうかです。例えば今までの交通安全の計画を変更して特に交通安全都市を宣言した都市についての計画ですね。どう云つたもんが立てられておるかどうかです。今回宣野湾市が交通安全都市宣言したから、それについての交通安全協会独自の立場の計画が立てられておるかどうかです。

4番～お答えいたします。当然交通行政の責任は政府であります。政府であると同時に庶民一人一人がこの交通安全に対する私は益のわけまえにおいての責任があると願います。そこでそう云う責任がある故に当然政府や軍がそう云う施設もなすべきじやないかと云う御説明であります。当然政府がなすべきだと思つております。しかし現段階において、現状において当然その責任はあるにしても一向にその施設の完備がなされてないと云う事は、そこで政府だけに政府がやるんじやないかと云う様な事で、そのまま放置していいかどうかと云う様な問題であります。むしろ政府のシリをたたいて或はそう云う施設の誘致を積極的に展開するのが行政当局の行政能力であります。

そこで普通の状態の場合は折衝のあり方とそれから交通安全都市の宣言をして、宣言したからどういう施設もどうしても早急に整備しなければいかんといつた様な画から財政府対策の歩道の実現促進尚更そういつた様な安全施設の早期設置方の折衝をすることによつて、尚私は普通の状態よりは効果があるんではないかと云うような感じをもつてゐる訳であります。そこで特に宣野鷺市一早く宣言して軍當局や或は政府あたりに現在不備な交通安全施設を早急に整備すべく、或は全市民決起大会の名において要求をするならばその画が促進され、それによつて交通事故が少しくなることであれば私はそれだけの価値があるんじやないかと云う様な見解であります。普通の状態よりはその宣言することによつて、そういう施設が早急に実現出来るということであります。それから当然市はこの範囲に對して市民に對して啓もう指導を図るということであります。これはその効果の画であります普通交通安全の週間行事に市が市民に對するペーパー等或は啓もう宣伝或は指導といったような画は当然やるべきであります。宣言して我々もこの交通安全都市の市民だと云つたような備忘録はつきりうえつける事によつて常にこの交通安全の注意がかかる起されるし、尚更それによつてこの効果がはつきり現れると云う事であれば、交通安全都市の宣言をすることによつて、ユッの啓もう宣伝或はその交通安全のための思想の高ようがはつきりきづき上げると云うよう大きなプラスになるんではないかと云う様な考究方でございます。

それから先輩の議会の宣言させることによつて通常の變つた計画があるかどうかと云つたような御質問であります。それについてははつきりどうと云つた様な計画はまだ聞いておりません。だがしかしはつきり云える事は当然との第1線にある所の民主團體、特に警察や安全協会は当然第1線に立つてこの問題、議論がおわされております。そこで宣言させることによつて尚一段とこの都市宣言した都市と一籌につけてこの運動を幅広く展開しそしてこの宣野鷺の地域から少しでもこの交通を一掃する様な心が生えて次々に計画が進めるるんではないかと云うふうな事がはつきり云はれるんじやないかと、以上であります。

18番～何圖も申し上げますように、どつちかなると交通安全の宣言と云うことにより効果あらかしめるためにはですね、やはりこのほど先は政府や軍に当るべきじやないかと、宣野鷺としてはこう云う様な都市宣言をしたから、それにふさわしい処の施策をしてくれと云うのが正しい有り方じやないかと、むしろ政府が足りない脅はおぎなうと何等これにこだわることはないと思います。むしろ努力にいわゆる前に書いております所の要請文にもあります様に本普天間要管内においては、特に宣野鷺市においていくつかの軍属道路があるが故に交通事故も多いんだとはつきり明記されております。

こうなると一概に宣野鷺市民だけがそれにもづいて何もそれに施策をする必要はないんだと云うふうに私は考究の次第であります。

そこで普通の状態の場合折衝のあり方とそれから交通安全都市の宣言して、宣言したからこういう施設もどうしても早急に整備しなければいかんといつた様な面から対政府対軍の歩道の実現促進尚又そいつた様な安全施設の早期設置方の折衝をすることによつて、尚私は普通の状態よりは効果があるんではないかと云うような感じをもつてゐる訳であります。そこで特に宣野鷲市一早く宣言して軍当局や或は政府あたりに現在不備な交通安全施設を早急に整備すべく、或は全市民挙起大会の名において要請をするならばその面が促進され、それによつて交通事故が少しでもなくなることであれば私はそれだけの価値があるんじやないかと云う様な見解であります。普通の状態よりはその宣言することによつて、そいつた施設が早急に実現出来るということであります。それから当然市はこの住民に対して市民に対して啓もう指導を図るということであります。これはその効果の面であります普通交通安全の週間行事に市が市民に対するビーアール或は啓もう宣伝或は指導といつたような面は当然やるべきであります。宣言して我々もこの交通安全都市の市民だと云つたような観念をはつきりうえつける事によつて常時この交通安全の注意がかん起されるし、尚又それによつてこの効果がはつきり現れると云う事であれば、交通安全都市の宣言をすることによつて、1ヶの啓もう宣伝或はその交通安全のための思想の高ようがはつきりきづき上げると云うような大きなプラスになるんではないかと云う様な考え方でございます。

それから先程の協会の宣言させることによつて通常の変つた計画があるかどうかと云つたような御質問であります。それについてははつきりどうと云つた様な計画はまだ聞いておりません。だがしかしはつきり云える事は当然この第1線にある所の民主団体、特に警察や安全協会は当然第1線に立つてこの問題、義務がおわされております。そこで宣言させることによつて尚一段とこの都市宣言した都市と一緒になつてこの運動を幅広く展開しそしてこの宣野鷲の地域から少しでもこの交通を一掃する様な心がまえで次々に計画が進められるんではないかと云うふうな事がはつきり云はれるんじやないかと、以上であります。

18番～何回も申し上げますように、どつちかなると交通安全の宣言と云うことにより効果あらかしめるためにはですね。やはりこののはこ先は政府や軍に当るべきじやないかと、宣野鷲としてはこう云う様な都市宣言をしたから、それにふさわしい処の施策をしてくれと云うのが正しい有り方じやないかと、むしろ政府が足りない部分はおぎなうと何等これにこだわることはないと想います。むしろ協力にいわゆる前に出ております所の要請文にもあります様に本普天間署管内においては、特に宣野鷲市においていくつかの軍用道路があるが故に交通事故も多いんだとはつきり明記されております。

こうなると一概に宣野鷲市民だけがそれにもとづいて何もそれに施策をする必要はないんだと云うふうに私は考える次第であります。

それからすると宣言をしてそれにふさわしい所の政局に或は次軍にいち早く、それに相應する所の議論もしてくれと云うふうにして、この要諒文も当然済政局や或は立憲院或は軍にあたるべきじやないかと云うふうな見解をもつておりますが、先てこの先を宣野鷹市長と云つた趣旨ですね。

4番～鷹市宣言をすると云う事は宣野鷹市の安全鷹市をきずき上げると云う事は当然市長が先頭に立つてやらなくちやいんと云う論点に立つて、一応は鷹市宣言をしてのちにおしゃる様なほこ先を全市長の名において済政局にほこ先を向けて強力に折衝したいと云う様な考え方で一応はこの宣言するのは市長が先頭に立つて一応は宣言してもらうと、その後におつしやる様な政局への折衝は強力にほこ先を向こうにむけると云う様な考え方であります。

1番～いわゆる議会で宣言をする以上は單なるもち論議会も当属も市の代表というふうになりますので、市でもつて宣言する以上は市内にまたがることじやなくして対外的にすべきのが妥当ではないかと愚う訣せあります。それから考えますと議会で一応は宣言した文においては、当然市にじやなくして済政局や立憲院、その他の要諒するのがあたるんではないかと愚いますが、その辺についての見解について。

4番～これは少しひやくしている考え方じやないかと思います、又宣言決議しようと云う事じやありません、本会議においては

議長～暫休憩致します（午後零時5分）

議長～再開致します。（午後零時35分）

議長～大体質疑もつきたようですが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なくと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～暫休憩致します（午後零時36分）

議長～再開致します（午後零時40分）

それからすると宣言をしてそれにふさわしい所の政府に或は反軍にいち早く、それに相応する所の施策もしてくれと云うふうにして、この要請文も当然眞珠政府や或は立法院或は軍にあたるべきじやないかと云うふうな見解をもつておりますが、あえてこの先を宣野湾市長と云つた理由ですね。

4 番～都市宣言をすると云う事は宣野市の安全都市をきずき上げると云う事は当然市長が先頭に立つてやらなくちやいかんと云う觀点に立つて、一応は都市宣言をしてのちにおしやる様なほこ先を全市市民の名において対軍対政局にはこ先を向けて強力に折衝したいと云う様な考え方で一応はこの宣言するのは市長が先頭に立つて一応は宣言してもらうと、その後におしやる様な政府への折衝は強力にほこ先を向こうにむけると云う様な考え方であります。

18番～いわゆる講会で宣言をする以上は單なるもち論議会も当局も市の代表というふうになりますので、市でもつて宣言する以上は市内にまたがることじやなくして対外的にすべきのが妥当ではないかと愚う説であります。それから考えますと講会で一応は宣言した文においては、当然市にじやなくして眞珠政府や立法院、その他に要請するのがあたるんではないかと思いますが、その辺についての見解について。

4 番～これは少しひやくしている考え方じやないかと思います、又宣言済みしようと云う事じやありません、本会議においては

議 長～暫休憩致します（午後零時5分）

議 長～再開致します。（午後零時35分）

議 長～大体質疑もつきたようありますが、本案に対する質疑を打切ることに御異議ございませんか。

（異議なくと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～暫休憩致します（午後零時36分）

議 長～再開致します（午後零時40分）

16番～交通安全の都市宣言促進方要請について、この案件は民主団体や各々の機関においては組織されて十二疊な運営がされておりますが、尚交通局の問題が解消されてないで非常に困っている状態において時宜を得た案件だと思つておる訳でございます。特に申し上げるならばこういうふうな事は市内におきましても母の会とかと云う子供の母親の気持から直面的に雨の日も子供達の交通安全のため指導をしたり、尚議会としてもそのすじにおいての十二疊な成果を得ておりますが、行政の一環として宣野市がこういうふうな所までこぎつけて宣野市内から1人のぎせい者も出来ないと云うふうな対策をもつて進めるならば、尚議会におきましても当席まかせておいて、この問題を要請するには十二疊な資料、これに対する協力体制をやつて進める事が望しいんではないかと云うふうな考え方方に立ちまして、この案件に対して賛成の意を表します。

議長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議長～では決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを審議に付します。

議長～原案に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時42分)

議長～再開致します。(午後2時30分)

議長～質疑第3、一般質問
3番議員より願います。

3番～問1、市になつてからすでに1ヶ年を立つておりますが衛生画の道徳を受ける様になつておりますが、環境衛生画で色々な清掃画とかそういう云う画は我々としても認定した訳であります。そういう画で改善されておるか、又宣野市において今の現状で衛生画はどう云

16番～交通安全の都市宣言促進方決議について、この案件は幾主団体や各々の機関においては組織されて十二骨な運営がされておりますが、尚交通禍の問題が解消されてないで非常に困っている状態において時宜を得た案件だと思つておる訳でござります。特に申し上げるならばこういうふうな事は市内におきましても母の会とかと云う子供の母親の気持から自主的に雨の日も子供達の交通安全のための指導をしたり、尚協会としてもそのすじにおいての十二骨な成果を得ておりますが、行政の一環として宣野湾市がこういうふうな所までこぎつけて宣野湾市内から1人のさせい者も出さないと云うふうな対策をもつて進めるならば、尚又議会におきましても当席まかせでなくて、この問題を要請するには十二骨な資料、これに対する協力体制をやつて進める事が望しいんではないかと云うふうな考え方方に立ちまして、この案件に對して賛成の意を表します。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打切りたいと思ひます御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します。

議 長～では決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを審議に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第7号交通安全都市宣言促進方要請決議についてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後零時42分)

議 長～再開致します。(午後2時30分)

議 長～日程第3。一般質問
3番議員より願います。

3番～問1。市になつてからすでに1ヶ年を立つてあります衛生法の適用を受ける様になつておりますが、環境衛生面で色々な清掃法とかそういう云う法は我々としても設定した訳であります。そういう面で改善されておるか、又宣野湾市において今の現状で衛生面はどう云

うふうに今審議案をなされるか、衛生画において論議をされておるかと云う様な質問であります。

市長～只今の質問に市になつてから、環境衛生画でどう云う所に留意改善されたかと云うのと、これからその先について関係課長の衛生課長に代つて御答弁させたいと思います。

3番～この方は一応主管課長が外に行つておられると云う事ですが、筆にまわして次に聞2幕計画を実施に、都市計画を今ずつと立案計画をなされておりますが、それを実施に移されるのは何時であるかと云う見透しと、どういう工区から始めるかと云う様な御質問であります

建設課長～御質問に御答弁をします。去つた6月の議会におきまして都市計画が未だマスター・プランの段階を出てないと云うことを申し上げましたが、そしてそれ以後どう云うふうに実施したかと云うことであります。市当局としましては、そのマスター・プランを実施に実施するために法定決定を早く急ぐと、そう云う方針で現在まで進めて来ておる訳です。それでこの法定決定は現在図面の上で実際に現地に會う様なプランを入れております。それでその計画は11月頃には大体全部入れ終つて12月今年一杯には申請の手続にもつて行きたいとこう云うふうに考えております。それから事業であります。がそれと平行しまして都市計画事業の中の区域整理事業をどう云うふうに整備されるか、その工区についてそれにどう云うふうな方針で何時頃やると云う質問でございますが、これは大体市衛生全城を4工区に分けまして、その地区を更に細分しまして3地区、3工区、若くは2工区に分けまして進めて行きたいと考えております。それで第1地区は大謝名一帯、第2地区は今の新城一帯、それから3地区は大山一帯、4地区が現在の善天閣一帯とこう云うふうになつております。それで1地区の方は2工区に分けまして、大体善天閣一帯とそれから大謝名一帯との辺を2工区に分けます。それから2地区に對しては2工区に分けます。それから3地区に對してはそれも2工区に分けます。それから4地区も同じく2工区に2工区に分けます。大体今申し上げました様に工区は作業のしやすい様に、若くはその発展の状況によつて工区を決めてやつておる訳であります。見透となりますが、大体区域整理事業として認可を受けたいと考えておりますのは、一地区と2地区でございます。1地区は大謝名一帯それから2地区の新城一帯との2ヶ所を3月までに、来年の3月までに認可申請を取りたいと考えております。以上であります。

3番～建設課長の説明で大体はわかつておりますが、今まで事業で各工区のあれをやつておられると云う事であります。從來我々が前の議会でも諮問を受けて答申した時の内容と今度新しく設置される認定

うふうに今後施策をなされるか、衛生画において施策をされておるかと云う様な質問であります。

市長～只今の質問に市になつてから、環境衛生画でどう云う所に留意改善されたかと云うのと、これからその先について建設課長の衛生課長に代つて御答弁させたいと思います。

3番～この方は一応主管課長が外に行つておられると云う事ですが、後にまわして次に間2都計を実施に、都市計画を今ずつと立案計画をなされておりますが、それを実施に移されるのは何時であるかと云う見透しと、どういう工区から始めるかと云う様な御質問であります

建設課長～御質問に御答弁致します。去つた6月の議会におきまして都市計画が未だマスター・プランの段階を出てないと云うことを申し上げましたが、そしてそれ以後どう云うふうに実施したかと云うことでもあります。市当局としましては、そのマスター・プランを実施に実施するために法定決定を早く急ぐと、そう云う方針で現在まで進めて来ておる訳です。それでこの法定決定は現在図面の上で実際に現地に會う様なプランを入れております。それでその計画は11月頃には大体全部入れ終つて12月今年一杯には申請の手続にもつて行きたいとこう云うふうに考えております。それから事業でありますがそれと平行しまして都市計画事業の中の區画整理事業をどう云うふうに監督されるか、その工区についてそれにどう云うふうな方法で何時頃やるかと云う質問でございますが、これは大体市衛生全域を4工区に分けまして、その地区を更に細分しまして3地区、3工区、若くは2工区に分けまして進めて行きたいと考えています。それで第1地区は大謝名一帯、第2地区は今的新城一帯、それから3地区は大山一帯、4地区が現市衛生の普天間一帯とこう云うふうになつております。それで1地区の方は2工区に分けまして、大体新城一帯とそれから大謝名一帯この辺を2工区に分けます。それから2地区に対しては2工区に分けであります。それから3地区に対しましてはそれも2工区に分けであります。それから4地区も同じく工区に2工区に分けであります。大体今申し上げました様に工区は作業のしやすい様に、若くはその難易の状況によつて工区を決めてやつておる訳であります。見透となりますが、大体区画整理事業として認可を受けたいと考へておりますのは、一地区と2地区でございます。1地区は大謝名一帯それから2地区の新城一帯この2ヶ所を3月までに、来年の3月までに認可申請を取つたいと考へております。以上であります。

3番～建設課長の説明で大体はわかつておりますが、今まで事業で各工区のあれをやつておられると云う事であります。従来我々が前の議会でも質問を受けて答申したあの内容と今度新しく設置される認定

を受ける所の計画とそぞする所はないと変更した所はありませんか。

建設課長～路線の計画におきましては、建物の立地状態、例へばブロックが多いとか、ブロック建物が多い場合はそれをいくらかはずすと云う程度の変更はあります、根本的な変更はございません、それから更に地図の骨け方でございますが、これもプランを立てた時骨と、現実とは違ふかと云う質問でございますが、それに對しても変更はしてありません。

3番～区画整理事業を進める段階におきまして、都計道路の施策と都計道路をやること、区画整理事業をやることが同時に施行されるものであるか、又別々に都計道路、都計は都計として或は区画整理事業は区画整理事業とさせの方策で実施なされる場合であるのか。

建設課長～都計はあくまでも計画でありますので、計画の方が先になり、区画整理事業はその後から進行して行くところいうふうな事業内容になつております、それで都市計画事業として、更に区画整理事業で土地を用地をとつた所を都市計画事業で道路をあけると云う場合は、これは事業がかさなつてあるだけで差して前後はないと思います。

3番～貝今のは来年の3月から行なわれたら着工出来ると云う様な事でございますが、それについて来年の3月から仕事を、第2地区の住民の理解と云う事が充當なされなければいかんと思いますが、それについて前は都計は実施されると、今日にも随目に実施される様な事で住民は非常に期待はしておりますが、それについて実施されるまでにどの様にしてその工程、その關係地主の理解を受ける様な方法を取られるお考えでありますか、どういう計画でそういう面で取り上げると云う計画をおたてであるか。

建設課長～住民に理解をうる場合に現在我々が計画を立てておりますが、この計画が一応計画の計画を更に進めて、一応踏歩とかそれから費用負担すべて計算に入れてのなにじやないと、これは住民に對して正しい話し合が出来ないと、この点では未だそこまでは行つておりますので各地主に對して都計、若くは区画整理事業について詳しい話し合は持つておりません、ところが計画は一応出来あがめまして実際にはこの問題がつくと資金問題とか、工事それから燃費の問題、そう云う問題がはつきりした場合には市としましても進歩会をもち、それから若くは権利、利害關係者にも来てもらつて相談をするつもりであります。

3番～来年の3月頃から着工なさるとしたら、現年度予算とかう事になる訳でございますが、そう云う事になれば、おのずから予算をともな

を受ける所の計画とそびする所はないと更変更した所はありませんか。

建設課長～路線の計画におきましては、建物の立地状態。例へばブロック建物とか、ブロック建物が多い場合はそれをいくらかはずすと云う程度の変更はありますが、根本的な変更はございません。それから更に地区の分け方でございますが、これもプランを立てた時と、現在とは違ふかと云う質問でございますが、それに對しても変更はありません。

3番～区画整理を進める段階におきまして、都計道路の施策と都計道路をやると、区画整理をやるとが同時に施行されるちんであるか、又別々に都計道路、都計は都計として或は区画整理は区画整理としての方針で実施なされる考え方であるのか。

建設課長～都計はあくまでも計画でありますので、計画の方が先になり、区画整理事業はその後から行進して行くとこういうふうな事業内容になつております。それで都市計画事業として、更に区画整理で土地を離地をとつた所を都市計画事業で道路をあけると云う場合は、これは事業がかさなつておるだけで決して前後はないと思います。

3番～只今のは来年の3月から行なわれたら着工出来ると云う様な事でございますが、それについて来年の3月から仕事を、第2地区の住民の理解と云う事が充當なされなければいけんと願いますが、それについて前は都計は実施されると。今日にも明日にも実施される様な事で住民は非常に期待はしておりますが、それについて実施されるまでにどの様にしてその工区、その關係地主の理解を受ける様な方法を取られるお考えでありますか。どういふ計画でそういう面で取り上げると云う計画をおたてであるか。

建設課長～住民に理解をうる場合に現在我々が計画を立てておりますが、この計画が一応計画の計画を更に進めて、一応減歩とかそれから費用負担すべて計算に入れてのなにじやないと、これは住民に對して正しい話し合が出来ないと、この点では未だそこまでは行つておりますので各地主に對して都計、若くは区画整理について詳しい話し合は持つております。ところが計画は一応出来あがりまして実際にこの面処がつくと資金面処とか、工事それから期間の問題、そう云う問題がはつきりした場合には市としましても地主会をもち、それから若くは権利、利害關係者にも来てもらつて相談をするつもりであります。

3番～来年の3月頃から着工なさるとしたら、毎年度予算という事になる訳でございますが、そう云う事になれば、おのずから予算をともな

うと想いますが、その予算の処、そういう事も考えておられるかどうか。又そこからある減歩率でもつておぎなうと云う考えであるのか、又政府その他からの予算をあおいでなさると云う嫌な考えか。

建設課長～一寸今の方は

3番～来年の3月から実施なされると云うでせう（はい）現年度予算からすると、予算の件は決つておるんだが、これを実施される場合は予算をとものふもんだと想うんですが、そう云う場合はやはり予算は減歩率からやるもんか、あとは政府や市町村の外に財源があるかどうか。

建設課長～只今の御質問は事業の実施でございますが、法規決定の場合は実定のみであります。

それはその地域を区域整備しても宜しいと、太体どういう内容でやるんだと云う事を法律上認めてもらつてその地域を区域整備しないと云う許可を得るのが、今の法規決定であります。それから更に事業となりますと、事業計画書がありまして、それにほ、すべての該計画書が含まれる訳けなんです、その中に更に権利關係を有している所有権者もしくは賃貸権者こう云う者も全部調べる訳でございますので、事業と云うのと今のお話の認定というものは内容が大體違つてゐる訳であります。そこで現在我々が急いでいるものは事業の実施じやなくて計画の認定であります。

3番～先き云われた11月頃までに届来て、12月中旬には申請をやつて3月頃からは、実施届来ると云うのは事業じやなくて、法規決定を届来ると云う訳ですか。どうもいかが、このうちの何時頃でどちらから出

建設課長～そうであります。

3番～私の先の質問は、それを実施に移れる時期をとうてい申訳であります。先の答弁では来年の3月からは届来ると云う様な事で、私はもう解しやすくしているが、そういう訳ではない訳です。

建設課長～都計上でございますので、何んですが、都市計画事業と一般に云う都計と云うのは通称されておりますが、普通の場合は都計都構計画事業とこういうふうに書けらております。

3番～そういう手続をぬけてですね、事業は一律何時頃、事業の年度が始まる訳ですか。

建設課長～事業でございますが、これは更に半年や1年の事業計画書は、期

うと思いますが、その予算の目処、そういう事も考えておられるかどうか。又そこから高まる減歩率でもつておぎなうと云う考え方であるのか、又政府その他からの予算をあおいでなさると云う様な考え方。

建設課長～一寸今の方は

3 番～来年の3月から実施なされると云うでせう（はい）現年慶予算からすると、予算の枠は決つておるんだが、これを実施される場合は予算をとものふもんだと想うんですが、そう云う場合はやはり予算は減歩率からやるものか、あとは政府や市町村の外に財源があるかどうか。

建設課長～只今の御質問は事業の実施でございますが、法定決定の場合は決定のみであります。

それはその地域を区画整理しても宜しいと、大体どういう内容でやるんだと云う事を法律上認めてもらつてその地域を区画整理しなさいと云う許可を得るのが、今の法定決定であります。

それから更に事業となりますと、事業計画書がありまして、それにばくすべての設計書が含まれる訳けなんです。その中に更に権利関係を有している所有権者もしくは賃貸権者こう云う者も全部調べる訳でございますので、事業と云うのと今の計画の認定というものは内容が大部違つてゐる訳であります。そこで現在我々が急いでいるものは事業の検定じやなくて計画の決定であります。

3 番～先き云われた11月頃までに出来て、12月中旬には申請をやつて3月頃からは、実施出来ると云うのは事業じやなくて、法定決定を出すると云う訳ですか。

建設課長～そうであります。

3 番～私の先の質問は、それを実施に移れる時期をとうてている訳であります。先の答弁では来年の3月からは出来ると云う様な事で、私はそう解しやくしているが、そういう訳ではない訳であります。

建設課長～都計上でございますので、何んですが、都市計画事業と一般に云う都計と云うのは総称されておりますが、普通の場合は都計都市計画事業とこういふうに書けられております。

3 番～そういう手続をすればですね、事業は一体何時頃、事業の年度が始まる訳ですか。

建設課長～事業でございますが、これは更に半年や1年の事業計画書は、期

間はとつておかなければならぬと思います。 3 番～来年の今頃ということですね。

建議課長～大体そういう見透しであります。

3 番～はいじやわかりました。

10番～審計事業の認可申請につきましては、去年の9月から議会におきましては再三にわかつて質問をされております。いわゆるこの質問のたゞ事に去年の9月の導入の御返答は6月までには認可申請を終ると云う様な御答弁でございました。又去つた6月の定期議会におきましては、9月までには認可申請をおえ、そして12月からは実施の段階に入れるといふ様な御答弁でございましたが、貝今お聞き致しました處によれば、12月に申請を認可申請を終え、そして3月からの実施という御答弁でございましたが、3月頃には実施出来るといふ様なお話をございましたが、こう云う様ないわゆる質問のたゞ事にこの期間がかかるという事態は、そこに人員が不足であるのか、どこに失かんがあるのか、その辺を御説明願いたいと存ります。

建設課長～先程の質問と調連して、3月までに認可申請をとるというふうに申し上げましたのは、これは区画整理事業の一地区、二地区に対する事業の認可であります。

それから今年12月までに認可を受けてないと云うのが都市計画の法
定決定であります。それで事業となりますとこれは予算ともかみ合
い、又監査委員会の場合は各色々の調査がありますので、確認す
るまでには至つてないんですが、一年位かかるんじやないかと思つ
ております。それから計画のそれ、期限のそれがどういうふうな處
にあるかと云う御質問でございますが、現在の都市計画の一環とし
ましては、多少のずれはございますが、それはだつ字があると云う
程度でありますて、今の都市計画決定の12月それから監査委員会
の区域の決定が如くくるという事はないと思ひます。又おくれな
い様に努力したいと考えてあります。

10番～今先の課長さんの答弁では、その実施がおくれると云うことではないと云う様な答弁でございましたが、私が質しておりますのは、現在までの御答弁とその裏面等がだんだん裏面がずれておるんでござりますが；いわゆる譲返して申し上げますと、去年の9月頃の一権質問の中では来年の6月までには実施届來ると云う御答弁でございましたが、又去つた6月の審査議会におきましては9月までには届來ると云う御答弁でございましたが、今度の審査には又3月にのびております、いわゆるその裏面、そのそれの裏面を聞いておる訳でござります。何處に矢舟さんがあるか御聴取願います。清原洋介、

間はとつておかなければならぬと願います。

3番～来年の今頃ということですね。

建設課長～大体そういう見透しであります。

3番～はいじやわかりました。

10番～都計事業の認可申請につきましては、去年の9月から議会におきましては再三にわたつて質問をされております。いわゆるこの質問のたゞ事に去年の9月の議会の御返答は6月までには認可申請を終ると云う様な御答弁でございました。又去つた6月の定期議会におきましては、9月までには認可申請をおえ、そして12月からは実施の段階に入れるという様な御答弁でございましたが、只今お聞き致しました処によれば、12月に申請を認可申請を終え、そして3月からの実施という御答弁でございましたが、3月頃には実施届来るという様なお話をございましたが、こう云う様ないわゆる質問のたゞ事にこの期間がずれるという事態は、そこに人員が不足であるのか、どこに難があるのか、その辺を御説明願いたいと思います。

建設課長～先程の質問と連連して、3月までに認可申請をとるというふうに申し上げましたのは、これは区画整理事業の一地区、二地区に対する事業の認可であります。

それから今年12月までに認可を受けたいと云うのが都市計画の法定決定であります。それで事業となりますとこれは予算ともかみ合し、又区画整理事業の場合は色々の調査がありますので、確答するまでには至つてないんですが、一年位かかるんじやないかと思つております。それから計画のずれ、期限のずれがどういうふうな処にあるかと云う御質問でございますが、現在の都市計画の一環としては、多少のずれはございますが、それはだつ字があると云う程度であります、今の都市計画決定の12月それから区画整理事業の区域の決定がおくれるという事はないと思います。又おくれない様に努力したいと考えてあります。

10番～今先の課長さんの答弁では、その実施がおくれると云うことではないと云う様な答弁でございましたが、私が質しておりますのは、現在までの御答弁とその期間等がだんだん期間がずれておるんでございますが、いわゆる繰返して申し上げますと、去年の9月頃の一較質問の中では来年の6月までには実施届來ると云う御答弁でございましたが、又去つた6月の定期議会におきましては9月までには届來ると云う御答弁でございましたが、今度の場合は又3月にのびております、いわゆるその理由、そのずれの理由を聞いておる訳でございます。何處に欠かんがあるか御説明願います。

建設課長～6月の議会に申し上げました様に政府の方の手続様式がかなり違つたために、おくれた点は前にも御説明致しましたが、実際申請する段階になつて政府の方から実施設計、現地あつては図面の作成を要望されまして、その点おくれております。それ以後市としましては、すみやかに測量を開始しまして現在図面が出来あがつておるし更に嘉数、真栄原一帯は現在半島以上50%以上測量を完了していると云う報告を受けております。それでこの測量が済み次第早速計画に着手する予定であります。

長～暫休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します(午後2時57分)

5番～関連して質問致します。マスター・プランに対する法的認可申請、この認可申請手続の完了は現段階において何月頃までに実施出来ると云うような予定がありますか。
◆先のお話しを聞き兼ねて来年の3月までにと云うような話してありますか、それは区画整理の1及び2地区だけのものですか。それともマスター・プランそのものの認可申請の手続完了ですが、この3月と云うのは基本構想、全部の構想そのものの手續ですか。それともその一部層ですか。

建設課長～これは一部になつてあります。建設課長～建設課長～

5 番～順序として基本構想、いわゆるマスター・プランそのものの認可申請の手続をしてから、その上にその内部のいわゆる都道府県地圖の認可申請をやると云う順序ではないですか。次に申りて申すと、たゞ区域整備の政府に対する手続は、実施までの諸手續は都市計画のマスター・プランの認可申請の手續は別個でやる訳ですか。

建設課長～都市計画の計画と区域整理事業の区域の決定は、内容が非常に複雑でして、区域整理の場合は専門性のある専門の了悟者でなければいけないと云う旨意になつておりますから、その責任だけは必ず行くと云ふふうに考えております。

5 番～色々な技術上の手続問題で良く我々は技術が欠けておりますから
もつと聞く人をして納得出来る形にヨウガだいて御説明願います
もう一要請箇所しましてこれが何ですか、それが、現在のところは
宮野湾市都市計画（スマートプラン）政府に対する認可申請手続は
何時頃までに完了しますか。
それと同時にやはり、今後の各市町村の開拓地にておこる
開拓事業、いわゆる宅地化は、その空き地の開拓をいかに容易にされて
云ひますと、伯通行営業を希望するか御要請願ひます。

建設課長～6月の議会に申し上げました様に政府の方の手続様式がかなり違つたために、おくれた点は前にも御説明致しましたが、実際申請する段階になつて政府の方から実施設計、現地あつては図面の作成を要望されまして、その点おくれております。それ以後市としましては、すみやかに測量を開始しまして現在図面が出来あがつておるし又更に発表、真栄原一帯は現在半分以上50%以上測量を完了していると云う報告を受けております。それでこの測量が済み次第早速計画に着手する予定であります。

議長～暫休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します(午後2時57分)

5番～関連して質問致します。マスタープランに対する法的認可申請、この認可申請手続の完了は現段階において何月頃までに実施出来ると言ふような予定がありますか。

今先のお話しを聞きますと来年の3月までにと云ふような話してあります。それは区画整理の1及び2地区だけのものですか。それともマスタープランそのものの認可申請の手続完了ですが、この3月と云ふのは基本構想、全部の構想そのものの手續ですか。それともその一部分ですか。

建設課長～これは一部になつております。

5番～順序として基本構想、いわゆるマスタープランそのものの認可申請の手續をしてから、その後にその内部のいわゆる部局的地区の認可申請をやると云ふ順序ではないですか。

区画整理の政府に対する手續は、実施までの諸手續は都市計画のマスタープランの認可申請の手續は別個でやる訳ですか。

建設課長～都市計画の計画と区画整理事業の区域の決定は、内容が非常に複雑であります。区画整理の場合は専門的なある程度のアドバイスがつかめると云うところまでもつて行くべきかなければいかないと云ふ方針になつておりますから、その旨だけ離れて行くと云ふふうに考えております。

5番～色々な技術上上の手續問題で良く我々は質疑が欠けておりますからもつと聞く人をして納得出来る程度に詳しく聞いて御説明願いますもう一度説明致します。

宜野湾市都市計画(マスタープラン)政府に対する認可申請手續は何時頃までに完了しますか。

建設課長～12月までには提出する予定であります。今年度の12月

5番～これは、いわゆるマスター・プランの申請ですね。それで建設省に提出す

建設課長～そうであります。それで建設省に提出する予定であります。

5番～現在そこまでこぎつけるためにやる作業は、順調に進んでいると思いま
すか。

建設課長～現在の状態では遅れてないと考えております。

5番～すると、この12月と先の63年の3月までと云うのはあくまでも、基
本構想の認可申請そのものとは別個の、いわゆる区画整備の認可手続で
あるわけですね。

建設課長～区画整備の1地区と2地区でございます。

5番～次にマスター・プランは現段階において、変更の若し必要ありとお考えが
あれば、その必要ないならば、ないとしたはつきり御説明を御返答願
います。

建設課長～現段階ではマスター・プランの計画は、そのまま決定にもちこんで
る支障はない、又そうあるべきだと考えます。

5番～すでに議会の審査を得たマスター・プラン、これにつまり12月までには
認可申請の手続を取られる方針ですね。それまでに変更はしないで、と
そのまま認可申請を伸ると云う順序になつてているわけですね。

建設課長～はい、たしかに12月までには認可申請を取らなければなりません。

5番～都市計画のマスター・プランの中に伊佐から宇地瀬先の海岸まで45万坪
が埋立計画になつてあります。この埋立計画に将来に向つて変更の必要
ありと云う構想があるならば、その構想を説明願います。なければならない
と云うような答弁・返答を、何う答弁すればよろしくおもせうか。

建設課長～埋立事業には変更はないと考えます。

5番～すると、45万坪の埋立計画予定地、その附近にマスター・プランにない
ところの計画がありましたら、御説明願います。

今は45万坪の決定された埋立計画地、それはないと御答弁でありますね。

建設課長～12月までには提出する予定であります。今年度の12月

5 番～これは、いわゆるマスタープランの申請ですね。

建設課長～そうであります。

5 番～現在そこまでこぎつけるためにやる作業は、順調に進んでいると思いま
すか。

建設課長～現在の状態では遅れてないと考えております。

5 番～すると、この12月と先の63年の3月までと云うのはあくまでも、基
本構想の認可申請そのものとは別個の、いわゆる区画整理の認可手続で
あるわけですね。

建設課長～区画整理の1地区と2地区でございます。

5 番～次にマスタープランは現段階において、変更の若し必要ありとお考えが
あれば、その必要ないならば、ないとしたはつきした御説明を御返答願
います。

建設課長～現段階ではマスタープランの計画は、そのまま決定にもちこんで
も支障はない。又そうあるべきだと考えます。

5 番～すでに議会の審査を得たマスタープラン、これにつまり12月までには
認可申請の手続を取られる方針ですね。それまでに変更はしないで、
そのまま認可申請をやると云う順序になつてているわけですね。

建設課長～はい。

5 番～都市計画のマスタープランの中に伊佐から宇地泊先の海岸まで45万坪
が埋立計画になつております。この埋立計画に将来に向つて変更の必要
がありと云う構想があるならば、その構想を説明願います。なければない
と云うような答弁。

建設課長～埋立事態には変更はないと考えます。

5 番～すると、45万坪の埋立計画予定地、その附近にマスタープランにない
ところの計画がありましたら、御説明願います。
今は45万坪の決定された埋立計画地、それはないとの御答弁でありま
したね。

その辺に若しマスター・プランがないところの計画があつたら具体的にその構想を御説明願います。

建設課長～良く内容がわかりにくいくらいですが、

番～つまり今マスター・プランには、伊佐浜の地先から宇垣瀬の地先までの海岸年次計画のマスター・プランの一端になつてゐるわけですね、そこでその公有水面整備計画そのものには、現段階において變更の構想はないところでわかりました。その整立予定地の隣接地附近、その附近にマスター・プランの計画の中にない計画が、新たな構想があれば、その構想を受付けたりたい、あれば、なければないと云ふふうに聞ききりして下さい。具体的に向しましよう、その附近に面接若しくは漁港を将来開港すると云ふ構想があるかないか。

爆破記長～現在はまつてお見せく

5 番～現在はもつてない。現在と云うのはどの位の期間ですか、1ヶ月ですか
2ヶ月ですか

あります。この問題を解くには、

5. 著～と云うのは、マスタープランの認可申請、その階層あたりまでもやはり
現段階と見て良いですか。この現段階と云うのは、いくらでも解しやく
は幅をもたすことが出来ますからね。

建設部長へその件につきましては、都市計画そのものが、1時に出来あがると云うことではないわけではあります、と云うのは毎年実施行される都市計画と云うことで、法律上もありますし、又これからも都市計画として必要であれば、何時でも追加もされれば、変更もされると、その時期によつて都市計画が正しい方に變えられて行くわけであります。

その隣接地に若しマスター・プランがないところの計画があつたら具体的にその構想を御説明願います。

建設課長～良く内容がわかりにくいため、

5 番～つまり今マスター・プランには、伊佐浜の地先から宇地泊の地先までの埋立年次計画のマスター・プランの一部になつてゐるわけですね、そこでその公有水面埋立計画そのものには、現段階において変更の構想はないところでわかつりました。その埋立予定地の隣接地附近、その附近にマスター・プランの計画の中にない計画が、新たな構想があれば、その構想を受りたい、あれば、なければないと云うふうにゆきりして下さい。具体的に申しましよう。その附近に商港若しくは漁港を将来兼用すると云う構想がありますか、当局に。

建設課長～現在はもつておりません。

5 番～現在はもつてない。現在と云うのはどの位の期間ですか、1ヶ月ですか10ヶ月位ですか、近き将来にわたつての現在と云うのは、

建設課長～現段階であります。

5 番～と云うのは、マスター・プランの認可申請、その時期あたりまでもやはり現段階と見て良いですか。この現段階と云うのは、いくらでも解しやすくは幅をもたすことが出来ますからね。

建設課長～その件につきましては、都市計画そのものが、1時に出来あがると云うことではないわけでございます、と云うのは毎年度施行される都市計画と云うことで、法律上もありますし、又これからも都市計画として必要であれば、何時でも追加もされれば、変更もされると、その時期によつて都市計画が正しい方に変えられ行くわけであります。そのためには、現段階と云うことが適切ではないかと考えられます。

5 番～それはわかつました。

やはりマスター・プランの認可申請手続は、来たる12月までには、その手続を完了したいと云う答弁でありますね、その12月までには、やはり漁港、商港の設置と云う変更は、いわゆるないわけですね、若し将来ありうるかも知らんと云うことは、12月以降ですね、つまり先のマスター・プランそのものに変更を加える構想はないと云うことでした

ね、そこで私が更に聽めるために、今具体的にこの問題を質問しております。つまり12月に申請予定でありましたならば、その12月までには、やはり計画にないところの漁港、商港等の設置がマスター・プランにはないんですがね、そう云う計画を変更して、そう云うふうに監視を求めているわけです。つまり先程の答弁のように、将来はやはり計画であるから、必要性を認めた場合には変更がありえると、この答案と云うのは、12月後と云うふうに、ここに判然と變りように區別して宜しいですか。

建設課長～これは時点でありますが、都市計画が具体的なものでないと云う事だけは、はつきり云えると思います。その意味においては、何時どう云うことがあるか、云う云う事は計画の上ありますので、現段階でしか申し上げられないと。

5番～いまの答弁では、やはり12月までに現在のマスター・プランに計画変更を加える可能性がいくらかは残っているのですな、10、11、12後、3ヶ月間にですね、今の答弁からするとマスター・プランに最初の答弁からするとマスター・プランそのものは変更を加えないで、そのまま認可申請の手続をいたしたいと云う考え方であると云う答弁がありましたね、それと横浜開港場することになるわけですが、12月まで後3ヶ月以内はそこに、~~いわゆる~~マスター・プランそのものは変更を加えて、漁港、若しくは商港、兼港をですね、こう云うふうな変更があり得ると云うふうに一眼見透してよろしいですか今の答弁は、

建設課長～市としてもそう云うことが起らないと云う事は確約はできがいけれども、現段階では、市の方針で法定満足にむちこむと云うふうに考えております。

5番～2ヶ月とか、或はう1年とか相当期間をいわゆる将来に向つてなら、当然情勢の変化と云うことがありますから、その情勢の変化に伴つて計画変更もあり得る、これはすじが通ります。

5番～しかし3ヶ月間にその見透しがいわゆる計画の変更があるかも知らぬ、或はないと、そのへんのところの見透しがつけられないですから、わずか3ヶ月間ですよ、

建設課長～正當の場合はたとへて云えば変更はない、ただ開拓ですか、

5番～次は市長にお伺いしたいと思います。ハワイの情勢、あの方のい

ね。そこで私が更に確めるために、今具体的にこの問題を質問しておきます。つまり12月に申請予定でありましたならば、その12月までには、やはり計画にないところの漁港、商港等の設置がマスター・プランにはないんですがね、そう云う計画を変更して、そう云うふうに説明を求めているわけです。つまり先程の答弁のように、将来はやはり計画であるから、必要性を認めた場合には変更がありえると、この将来と云うのは、12月後と云うふうに、ここに判然明りように区別して宜しいですか。

建設課長～これは時点であります、都市計画が具体的なものでないと云う事だけは、はつきり云えると思います。その意味においては、何時どう云うことがあるか、こう云う事は計画の上にありますので、現段階でしか申し上げられないと。

5番～いまの答弁では、やはり12月までに現在のマスター・プランに計画変更を加える可能性がいくらかは残っているのですな、10、11、12後、3ヶ月間にですね、今の答弁からするとマスター・プランに最初の答弁からするとマスター・プランそのものは変更を加えないで、そのまま認可申請の手続をいたしたいと云う考え方であると云う答弁がありましたね。それと施局関連することになるわけですが、12月まで後3ヶ月以内はそこに、そこにいわゆるマスター・プランそのものに変更を加えて、漁港、若しくは商港、漁港をですね、こう云うふうな変更があり得ると云うふうに一応見透してよろしいですか今の答弁は、

建設課長～市としてもそう云うことが起らないと云う事は確約はできないけれども、現段階では、市の方針で法定決定にもちこむと云うふうに考えております。

5番～2ヶ月年とか、或は5ヶ月年とか相当期間をいわゆる将来に向つてなら、当然状勢の変化と云うことがありますから、その状勢の変化に伴つて計画変もあり得る。これはすじが通ります。然しわずか3ヶ月間にその見透しがいわゆる計画の変更があるかも知らぬ、或はないと、そのへんのところの見透しがつけられないですか。わずか3ヶ月間ですよ。

建設課長～正常の場合をたとへて云えば変更はない。

5番～次は市長にお伺いしたいと思います。ハワイの崎間議員。の方のい

わゆる埋立に關する問題を去つた議会或は懇談會において、今実現
聞來る様に市長さんにそのへんの挾渉をお願いしますと云う事実が
ありましたが、その件どうなりましたか御説明をお願い致します。

市長～埋立事業については崎間議員が見えた場合にも市としても、その埋立事業をやりたいと云う構想をもつていると、あの諸開拓議員に若しあなた方が引き受け番とした場合は歩合制でいくかどうかと云うと（これはどちらでもいいけど一応はその調査が要る、即ちどの程度まで埋立が可能か、それから更にボーリングなんかをしてその一帯の地質、岩石等の層はどうなつているか等の調査がいるそれをやらないと云うと何割とか、或はその埋立の費用、請負師の条件なんかを話すことが出来ない、一ツそろ云うことを見込構想としてもつてているから一ツよろしくと申し上げたら、一応私も権威ではあるのだが最も大事な安里貞雄さんも居られるんだし、市の自身では要するに私達の圖りようでは市に協力することは出来ると思うからよく市の方で準備を進めてくれと、それで今度技術導入で見えたところの中野技官にも見てもらつたんですが、あの45万坪云うのは本当にこちらが設計、計画を立てた坪数ではなしに、あのリーフが大体これ位あるだろと云うので、45万坪、45万坪を云つてはいるのである。中野さんも宋た然論はだしておません。大体あの一帯を見ると埋立事業は確に有望であると、併しこの工事の方法や工事をどの程度までは必要と云う事はこれから、良く検討して行かなければならぬと、尙そこに港湾がほしいと思ふんだがどう云うふうなあなたの概説見ての感じはどうかと申し上げたら、港湾ということになると、これは当然政府の認可を受けなければならぬし、政府でも、これを認可するには先ずこのうちがあの今埋まっているところから、まずと困は一帯の土地の剥削にまつて商港にもつていくか、漁港にもつて行くか或は觀光にもつて行くか、そう云う問題は決められると思うので、今のところどんな港がここに必要であると云うことは断定できないであろうと、何れにしても今暫く半観見たけれども、これから窟つて發1ヶ月位いるから港のところから必要な資料を施設課の方にお願いして、そしてそれをもらつて一応検討して、港の位置には目次にて皆様に私の見解をお伝えするようにしましようを云つて、この前記れてあります。要するに單なる概念ではあるけれども未だここに埋立をこうこう云うふうに、すると云う計画は出来ておらないと云うふうな状況であります。

5番～45万坪或は40万坪この埋立計画の面積はこの次であります。要するに崎間議員とのこの問題は今の御親朋によりますと、自然消滅の形になつてゐるのであります。

わゆる埋立に関する問題を去つた議会或は懇談会において、今実現出来る様に市長さんにそのへんの接渉をお願いしますと云う事実がありましたが、その後どうなりましたか御説明をお願い致します。

市長～埋立事業については崎間議員が見えた場合にも市としても、その埋立事業をやりたいと云う構想をもつてると、あの崎間議員に若しあなた方が引き受けるとした場合は歩合制でいくかどうするかと云うと(これはどちらでもいいけど一応はその調査が必要だ)、即ちどの程度まで埋立が可能か、それから更にボーリングなんかをしてその一帯の地質、岩石等の層はどうなっているか等の調査がいるそれをやらないと云うと何割とか、或はその埋立の費用、請負師の条件なんかを話すことが出来ない、一つそう云うことを私達構想としてもつてているから一つよろしくと申し上げたら、一応私も株主ではあるのだが最も大事な安里貞雄さんも居られるんだし、市の出身では要するに私達の同りようでは市に協力することは出来ると思うからよく市の方で準備を進めてくれと、それで今度技術導入で見えたところの申野技官にも見てもらつたんですが、あの45万坪云うのは本当にこちらが設計、計画を立てた坪数ではないに、あのリーフが大体これ位あるだろうと云うので、45万坪、45万坪と云つているのである。申野さんも未だ結論は出しておりません。大体あの一帯を見ると埋立事業は確に有望であると、但しこの工事の方法や工事をどの程度までは必要と云う事はこれから、良く検討して行かなければならぬと、尚そこに港湾がほしいと思うんだがどう云うふうなあなたの概観見ての感じはどうかと申し上げたら、港湾ということになると、これは当然政府の認可を受けなければならぬし、政府でも、これを認可するには先ずこのうらがわの今埋っているところから、ずっと田んぼ一帯の土地の利用によつて商港にもつていくか、漁港にもつて行くか或は觀光にもつて行くか、どう云う問題は決められると思うので、今のところどんな港がここに必要であると云うことは断定できないであろうと、何れにしても今冒は半日見たけれども、これから帰つて後1ヶ月位いるから私のところから必要な資料を建設課の方にお願いして、そしてそれをもらつて一応検討して、帰るまでは目次来て皆様に私の見解をお伝えするようにしましようとして、この前別れております。要するに單なる概念ではあるけれども未だここに埋立をこうこう云うふうに、すると云う計画は出来ておらないと云うふうな状況であります。

5 番～45万坪或は40万坪この埋立計画の面積はこの次であります。要するに崎間議員とのこの問題は今の御説明によりますと、自然消滅の形になつてゐるのでありますか。

市長～これから実状調査が要ります。但しこれはこちらがどの程度のいわゆる先の画稿もとの段まではひき合ふと云う算定のもとに事業として、これも云つておきました。あの中野氏は一貫にやるのでなしに埋立の事業にしては、3工区位に亘けてやつた方がいいだろうと云うふうな方針を話していましたが、とにかくどれだけをどう云う面で埋立をすると云う、これも認可申請が要りますので、これをやるまでにはそこ測量調査がいるので、その測量調査をやつた後にいわゆる請負に向つていくか、又えの工事の方針は賛成員の話したように向うに折衝に当るかと云う事はその次に来ると思うのです。

12番～私の質問の中にもござりますので、関連した質問を承ります。

当局の今までの答弁をお聞きしてみると、議会用の答弁、つまり議会を通りぬければ良かと云う様な答弁になつてゐるんではないかと考えますので改めて質問致します。

去つた6月の議会において、当局はこの都市計画の案を政廳へ5月に提出したけれども、その申請書類の不備或は又申請するため政廳への申請の案が違つたために、つきかえられたと云うふうなことを聞いておりますが、それでその書類を提出するためにはどの位かかるかと聞き直した所が、9月までには提出して、そして9月に提出すると、そしてその書類を提出して又6ヶ月位かかると、それで3月までにはなるという答弁をなさつておきましたが、又今度の場合は12月までには審査して出すと云う御答弁でございますが、つまり6月の議会においては、9月に提出すると、いわゆる今度は12月その9月に提出せなくて、12月までにしか提出ないと云うその欠かんは都辺にあるかと云う事を質問します。

建設課長～6月の議会において國画の不備で一応書類はつきかえられたと云う事は、先程も申し上げましたがそのために測量調査が要ると云う事で、その測量調査に基づいて実際現地にある國画、小さい國画と云ひますと4,800枚ございますが、あれではいけないと云う事になりますと、施設500箇の1の國画を作成して、それによつて現地に実際に開示出来る様な國画じやないと、蓋律上困ると云う事でその時は引き戻ししておりますが、現在そのためには早急測量をやりまして、現在大蔵名の田代地蔵及び敷地、それから真宗原跡區この脇の測量を入れております。それでそれに入れまして実際に用途地区の決定、道路の幹線道路の決定とこういうふうにして國画に移して行くと、そういうふうに進んで来ておりますが、何しろ実施計画に近い國画を適用して呉れの云う事でありますので、これは現在当局でやつてある測量とは違いますと、これは請負になつております。

請負制でございますので、我々としては早速これを業者を決定して測量させております。そのため測量と云う点ではおくれてないと云う事はつきり云えます。

それから現在までやられている國画にプロットする計画、これがい

市長～これから実状調査が要ります。但しこれはこちらがどの程度のいわゆる先の面積もどの辺まではひき食うと云う算定のもとに事業として、これも云つておりました。あの中野氏は一せいにやるのでなしに埋立の事業にしては、3工区位に分けてやつた方がいいだろうと云うふうな方法も話していましたが、とにかくどれだけをどう云う目約で埋立をすると云う、これも認可申請が要りますので、これをやるまでにはそこの測量調査がいるので、その測量調査をやつた後にいわゆる請負にもつていくか、又えの工事の方法は崎間議員の話したように向うに折衝に当るかと云う事はその次に来ると思うのです。

12番～私の質問の中にもござりますので、関連した質問を致します。
当局の今までの答弁をお聞きしてみると、議会の答弁、つまり議会通りぬければ良いと云う様な答弁になつてゐるんではないかと考えますので改めて質問致します。
去つた6月の議会において、当局はこの都市計画の案を政府へ5月に提出したけれども、その申請書類の不備或は又申請するために政府への申請の案が違つたために、つきかえされたと云うふうなことを聞いておりますが、それでその書類を提出するためにはどの位かかるかと聞きました所が、9月までには提出して、そして9月に提出すると、そしてその書類を提出して又6ヶ月位かかると、それで3月までにはなるという答弁をなさつておきましたが、又今度の場合は12月までには整備して出すと云う御答弁でございますが、つまり6月の議会においては、9月に提出すると、いわゆる今度は12月その9月に提出せなくて、12月までにしか出せないと云うその欠かんは那辺にあるかと云う事を質問します。

建設課長～6月の議会において図面の不備で一応書類はつきかえされたと云う事は、先程も申し上げましたがそのために測量調査が要ると云う事で、その測量調査に基づいて実際現地にある図面、小さい図面と云ひますと4,800はございますが、あれではいけないと云う事になりますと、総面積500分の1の図面を作成して、それによつて現地に実際に明示出来る様な図面じやないと、法律上困ると云う事でその時は引き戻えしておりますが、現在そのために早急測量をやりまして、現在大謝名の田舎帯及び無数、それから真栄原地区との邊の測量を入れております。それでそれに入れまして実際に開拓地区の決定、道路の幹線道路の決定とこういうふうにして図面に移して行くとこういうふうに進んで来ておりますが、何しろ実施計画に近い図面を適用して呉れる云う事でありますので、これは現在当局でやつている測量とは違います、これは請負になつております。
請負制でございますので、我々としては早速これを業者を選定して測量させております。そのために測量と云う点ではおくれてないと云う事はつきり云えます。
それから現在までやられている図面にプロットする計画、これがい

く脅おくれたと云う事になつておりますが、それは左記大きなずれではないとこう云うふうに考えております。それで前にも申し上げましたが、12月までに法定決定に持ち込むと、更に3ヶ月をして区画整理事業の区域決定とこういうふうに申し上げたつもりでござりますが、その点訂正をお願い致します。

12番～都市計画を実施する段階において、立退と云うような事が考えられますか、その立退の補償或はその価値あると思ひますか、そう云う點はどういうふうに考えておられるか。

建設課長～幹線道路の計画でございますので、直接コースが幽険たり、若くは**阻害物**があつても道路を通さなければいけないとこういう場合に当然建物の移転、耕作物の移動と云う事がおこりますけれども、これは事業、事業によつて進つて来るとは思ひますが、本市の場合は全面的に市街地を区画整理事業で行うと云う方針を立てておりますので、その補償關係については、区画整理事業で補償し、更に賄借の取扱も区画整理事業によつて生み出すとこう云うふうに考えております。それから尚その上に都計画事業として、かぶさせて行つた場合はおいては、都市計画事業としての移転**補償**をする都市計画事業で必ず建物を移転すると云う限定はしなくて、区画整理事業でも移転する訳でございます。これは2つの方法、事業の優先順によつてもおどると思ひます。

3番～都計の調査質問は大体終つたようですが、都計画において当局に御要望申し上げます。

先程から課長さんの答弁を聞いてみると非常に我々も疑問が出て来る訳でございます。何故そう申し上げますと、我々が審議した当時4,800疊の1の区画自体が課長さんの場合は変が變つたと云う事であります。前からこれは變つておる訳じやなくて、当然500疊1でなくちやいかんと云う事であるが、一応これで認可を受けて実施の段階ではどうせ500疊の1でなければ実施出来ないと、そう云う場合には区画を刷り替えて良いと云う様なもく契があつたと云う様な事を聞いて、何故そこまでおし通して認可は一応4,800疊の1でやつて実施の段階で500疊の1に取り替えてもかまわんじやなかつたか、と云う事もありうると、只我々が非常に懸念してあるのは、現査大体のプランを立てて居る所に道路の面に接する所にかかる様な建築をしたいと云う市長の方々がこの都計は道路になるから待つてくれと、家は白アリがかつて売らん様になつてあるんだが、そこに建築をまつていいんだと云う様な現状で、相当都計と云う面と区画整理事業を工面も早く立案して、それを実施に移す段階をまつてある訳です。そのためにも今の様な気持を考えてはなくして、実際に1工区、2工区を同時にやると云う様に出来るだけ少ない工区でも良いから早く実施出来る所、例へば技術面がたりない場合は工ヶ所に集中して、そこの都計から事業をやり

く脅おくれたと云う事になつておりますが、それは左程大きなずれではないとこう云うふうに考えております。それで前にも申し上げましたが、12月までに法定決定に持ち込むと、更に3ヶ月をして区画整理の区域決定とこういうふうに申し上げたつもりでございますが、その点訂正をお願い致します。

12番～都市計画を実施する段階において、立退と云うような事が考えられます、その立退の補償或はその他色々あると思いますが、そう云う面はどういうふうに考えておられるか。

建設課長～幹線道路の計画でございますので、直接コースが出来たり、若くは障害物があつても道路を通さなければいかないという場合に当然建物の移転、耕作物の移動と云う事がおこりますけれども、これは事業、事業によつて進つて来るとは思いますが、本市の場合は全面的に市街地を区画整理事業で行うと云う方針を立てておりますので、その補償關係については、区画整理で補償し、更に用地の取得も区画整理事業によつて生み出すとこう云うふうに考えております。それから尚その上に都計画事業として、かぶされて行つた場合においては、都市計画事業としての移転保償をする都市計画事業で必ず建物を移転すると云う規定はしなくて、区画整理事業でも移転する訳でございます。これは2ツの方法、事業の優先順によつてもおこると思います。

3番～都計の関連質問は大体修つたようですが、都計画において当に御要望申し上げます。

先程から課長さんの答弁を聞いてみると非常に我々も疑問が出て来る訳でございます。何故そう申し上げますと、我々が審議した当时4,800脅の1の図面自体が副課長さんの場合に甚が變つたと云う事でありますが、前からこれは變つておる訳じやなくて、当然500脅1でなくちやいかんと云う事であるが、一応これで認可を受けて実施の段階ではどうせ500脅の1でなければ実施出来ないと、そう云う場合には図面を刷り替えても良いと云う様なもく契があつたと云う様な事も聞いて、何故そこまでおし通して認可は一応4,800脅の1でやつて実施の段階で500脅の1に取り替えてもかまわんじやなかつたか、と云う事もありうると、只我々が非常に懸念してあるのは、現在大体のプランを立てて居る所に道路の面に接する所にかかる様な建築をしたいと、政策したいと云う市民の方々がこの部分は道路になるから待つてくれと、家は白アリがかかるつたえられん様になつておるんだが、そこに建築をまつているんだと云う様な現状で、相当都計と云う面と区画整理を1回も早く立案して、そしを実施に移す段階をまつておる訳です。そのためにも今の様な気長な考えではなくして、実際に1工区、2工区を同時にやると云う様に出来るだけ少なひ工区でも良いから早く実施出来る所、列へば技術面がたりない場合には1ヶ所に集中して、そこの部分から事業をやつ

ながら事業に参して、外の講習をやると云う画で過歎やつた方が良いんじゃないかと、1工區と2工區と同時に申請準備しておられると云うんだが、そのどこの部屋にまとめて、そこを早く認可を受けて実施の段階に移してもらわんか、そう云う画から非常に我々は懸念しておる訳であります。1回でも早く市のどこからか都計事業をやつていると云う画を見せるためにも、実際我々も未だ素人でどう云う画が都計であるかも知らないが、実際家の建築の規制を受けて、いわゆる実際政策もしたいんだが、待つてみると云う住民の現状を導いた場合には、何故どう云う時局に當来るかと非常に懸念しておりますので、1回も早くそう云う画のあれをやつてもらいたいと要望しておきます。

3番～次に現年度予算と云う政府補助金ですね、特に工事關係は政府と調整の上予算に計上されたと思いますが、そう云う画で確実に現年度で來ると云う画でこの脅は予算に計上して良いと云う様な確約のもとにこれは現年度予算に計上されておると思はんですが、話題に聞くと政府においては我々計上した予算が工事予定にないとかと云う様な話題も聞いているが、当脅は我々が政府補助として現年度予算に計上した部脅は何かの確約で、或はそこに資料、証とぞもありましたら、そういうものでもありましたら示めしてもらいたいと願う訳です。

市長～その質問は1番さんの3番、9番さんの2番、それから10番又吉さんの3番、大体に専門的な質問じゃないかと感りますので一緒にお答えしたいと思います。

建設課長～現年度の予算書の中に普天間排水、歩道工事とそれから普天間地内の補修工事それから長田農道改修工事、伊佐地内排水工事、4件の政府補助事業が予算化されております。それで現在までに政府から事業についての内示に変るべき伝達があつたものが、普天間地内の補修工事であります。それから伊佐地内排水工事はそれは前年度の継続事業でやつておりますので、これは予算化はされておりませんが、継続事業でありますので、該当しない訳であります。長田の農道改修工事、それから普天間の排水、歩道工事はこれは予算にはございませんが、向うからの内示は未だ来ておりません。この件につきまして、政府との取引がどう云うふうになつてあるかと云う御質問でござりますが、これはずつと以前よりこの排水、歩道工事の折衝は続けてきております。それでそれに對しては政府もその必要は充分に認めておる訳であります。その意味におきましては、向うの確約はもらつてなくて当然やるべき性質のものであります。その意味におきまして、市としては接待をしている訳でございます。その接待がほほ向うの確約までにいかんにしても、當來ると云う確信がある訳で、これは計上されております。同じく長田の場合は大体こう云うケースで進んで来ております。

ながら事業に移して、外の部分をやると云う面で遂にやつた方が良いんじやないかと、1工区と2工区と同時に申請準備しておられると云うんだが、そのどこかの部分にまとめて、そこを早く認可を受けて実施の段階に移してもらわんか、そう云う面から非常に我々は懸念しておる訳であります。1回でも早く市のどこからか都計事業をやつていると云う面を見せるためにも、実際我々も未だ繁人でどう云う面が都計であるかも分らないが、実際家の建築の規制を受けて、いわゆる実際政策もしたいんだが、待つてみると云う住民の現状を考えた場合には、何故どう云う時期に出来るかと非常に懸念しておりますので、1回でも早くそう云う面のあれをやつてもらいたいと要望致しておきます。

3番～次に現年度予算と云う政府補助金ですね。特に工事関係は政府と調整の上予算に計上されたと思いますが、そう云う面で確実に現年度で来ると云う面でこの分は予算に計上して良いと云う様な確約のもとにこれは現年度予算に計上されておると思うんですが、話題に聞くと政府においては我々計上した予算が工事予定にないとかと云う様な話題も聞いているが、当局は我々が政府補助として現年度予算に計上した部分は何かの確約で、或はそこに資料、証拠もありましたら、そういうものでもありましたら示めしてもらいたいと思う訳です。

市長～その質問は1番さんの3番、9番さんの2番、それから10番又吉さんの3番。大体にた様な質問じゃないかと思いますので一語にお答えしたいと思います。

建設課長～現年度の予算書の中に普天間排水、歩道工事とそれから普天間地内の補装工事それから長田農道改修工事、伊佐地内排水工事、4件の政府補助事業が予算化されております。それで現在までに政府から事業についての内示に変るべき伝達があつたものが、普天間地内の補装工事であります。それから伊佐地内排水工事はこれは前年度の継続事業でやつておりますので、これは予算化はされておりますが、継続事業でありますので、該当しない訳であります。長田の農道改修工事、それから普天間の排水、歩道工事はこれは予算にはございますが、向うからの内示は未だ来ておりません。この件につきまして、政府との取りきめがどう云うふうになつているかと云う御質問でございますが、これははずつと以前よりこの排水、歩道工事の折衝は続けてきております。それでそれに對しては政府もその必要は充分に認めておる訳であります。その意味におきましては、向うの確約はちらつてなくとも当然やるべき性質のものであります。その意味におきまして、市としては期待をしている訳でございますその期待がほぼ向うの確約までにいかんにしても、出来ると云う確信がある訳で、これは計上されております。

同じく長田の場合にも大体こう云うケースで進んで来ております。

それで長田の攝食も測量は済んでおります。こういう状態で現在内示はなくても実際の攝食、当然必要な予算として計上し政府にも折衝を続けて了解、確約等ないけれども了解済みのかつこうになつております。以上であります。

3番～確約は出来ないが、工解は出来ると、了解という面ですが、当然普天間の排水とか、あるいは継続事業としては是非やらなければいけない工事であります。政府として継続事業としてやると云う事を確約したと云うんでその確約した、1政府の職員であると思うんだがその責任者であるかどうか、そう云う工事關係の或は予算關係の責任者であつて、間違ひなくこれはながすと云う様な確約であるか。只当然これはそこまでやつて貰は是非継続的にその脇までやらなくちやいかんから、当然やるべきものだと云う様な信頼か、只單なる解しやくの上の予算の権利あるのか、確実に責任者からとの誓書はやると云う様な確約であるのか。

建設課長～その点につきましては、そのじの係官でございますので間違ないと思つております。それにつきましては内示決定という所までいかないと云うのが、確約でございますので前そこには折衝し、交渉する余地は残っております。

市長～これについて、今のは普天間の排水工事の問題だと願いますが、この排水工事の点が一つと（石川）橋からそこまで、最初に申請したもの是一緒にして申請してあります。私が予算の都合で向側の橋もかけて、真中のちょうどゲイトの前附近から、今の沖縄銀行ですか、おの附近の真中だけ引きとられております。しかもそれが單獨道路のわきであるために、その着工するまでに随層このD.Eとかポストエンチニア、ライカムの方に足を運んで早く早くして、いそがしてやりましたけれども、これが予算を準備するちょうど予算準備にかかる頃には、これは着工すると云うくらいで、これがしゆん工したのは未だ10日か2週間位のついで頃であります。それまでにこの工事はどうしても（石川）橋の脇にも、復断側にも延して完成して行かなければならぬと云うので私は課長にも局長にもお願ひして、今度の予算には予算面にどうしても残わす事が無い。予算がなくてやつてないんだがしかしこれはどうしても継続してやらなければ完成はしない。一応どの工事でも、きつちりその予算によつてやられると云う事はない。どこかにあまりが当るんだつたら、この面に向けて行けるんじやないかと、出来るだけそういうふうに御配慮お願いしますと云うことと、これを同じ様なお願いを今まで繰返している様なかつこうであります。今度の予算の執行の状況によつて余裕があればこれに延せてもらうと、だからきつちつとここに使うべき金と云う何は出ておらんけれども、権力土木課長もそう云うふうに考えて御配慮して裏く様にと。

それで長田の場合も測量は済んでおります。こういう状態で現在内示はなくても実際の場合、当然必要な予算として計上し政府にも折衝を続けて了解、確約等ないけれども了解済みのかつこうになつております。以上であります。

3番～確約は出来ないが、了解は出来ると、了解という面ですが、当然普天間の排水とか、あるいは継続事業として是非やらなければいけない工事でありますが、政府として継続事業としてやると云う事を確約したと云うんでその確約した。1政府の職員であると思うんだがその責任者であるかどうか。そう云う工事關係の或は予算關係の責任者であつて、間違いなくこれはながると云う様な確約であるか。只当然これはそこまでやつて次は是非継続的にその分までやらなくちやいかんから、当然やるべきものだと云う様な情報か。只單なる解しやすくの上の予算の組み方であるのか、確実に責任者からこの分部はやると云う様な確約であるのか。

建設課長～その点につきましては、そのすじの弊官でございますので間違ないと思つております。それにつきましては内示決定という所までいかないと云うのが、確約でございますので尚そこには折衝し、交渉する余地は残つております。

市長～これについて、今のは普天間の排水工事の問題だと思いますが、この排水工事の点がすつと(石ジヤー)橋からそこまで、最初に申請したものは一諸にして申請してあります。処が予算の都合で向側の橋もかけて、真中のちようどゲイトの前附近から、今の沖縄銀行ですか、おの附近の真中だけ引きとられております。しかもそれが單層道路のわきであるために、その着工するまでに随分このD. E.とかポストエンヂニア、ライカムの方に足を運んで早く早くして、いそがしてやりましたけれども、これが予算を準備するちようど予算準備にかかる頃には、これは着工すると云うくらいで、これがしゆん工したのは未だ10日か2週間位のついでか頃であります。それまでにこの工事はどうしても(石ジヤー)橋の所にも、後所側にも延して完成して行かなければならぬと云うので私は課長にも局長にもお願ひして、今度の予算には予算面にどうしても現わす事が無い。予算がなくてやつてないんだがしかしこれはどうしても継続してやらなければ完成はしない。一応どこの工事でも、きつちりその予算によつてやられると云う事はないと。どこかにあまりが幽るんだつたら、この面に向けて行けるんじやないかと、出来るだけそういうふうに御配慮お願いしますと云うことと、これを同じ様なお願を今まで繰返している様なかつこうであります。今度の予算の執行の状況によつて余欲があればこれに延せてもらうと、だからきちつとここに使うべき金と云う何は出ておらんけれども、極力土木課長もそう云うふうに考えて御配慮して競く様にと、

こうお願ひ申し上げてありますので、何んとか行きやせんかと願うけれども、これが確実に今度工事當来るということが確信が得られない訳けであります。それから今の情状の何は未だ書面でなしに電話での、早く叢計をして準備に入つて良いと云うことは電話であつた様であります。以上であります。

3番～予算があまればその晩はたりると云う今市長のお話しがありました
が、今政府の方で第1次の内示が當て、その中にも宣野瀬の排水工事或は僅の工事もないと云うお話を聞いて非常にびっくりしている訳でございますが、しかしこの晩において外の地域の予算の何があつたらもうと云うふうなことよりは、積極的に行つて是非予算におりこますと云う晩が、これは確実で必要じやないかと願うんだが、その晩において市長さん或は課長さんにおいて、この排水工事の予算を是非予算晩まで續ます様に政府に折衝、確実なる責務者に對してその折衝をやられた事があるかどうか、外の長田の問題もそ
うだと思います。

市長～それでは、お手元のもの多くあるのでお聞かせ願ひます。
市長～予算に續ます様に、いわゆる立法院、是非続行してやつて戴く様うにと云うことは再三にわたつてお願ひしてあります。併しも、今
お手元のもの多くあるのでお聞かせ願ひます。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時34分)一時休憩いたしました。請願の件
にて本日第一回として審議を開始いたします。それで最初の請願の件

10番～今先の市長さんの御答弁によりますと予算のたまりがある場所にはと云う言葉がありました、現実に本年度予算の中に2万ドルの工事費が上提されております。若しもその余がなかつた場合はは支給欠かんと云うものが既にせんかと非常に心配するものと願いますこの晩について、是非とも極力に折衝をして戴だく機会そう云組織体のもとで再び再び折衝されておられんことは推測するものでございまが、現在までその折衝の經過をお聞かせ願いたいと願います

市長～政府、直接局にも行きますし、又これの検査の場所にもこれはしゆん工検査ではありませんよ、未だ先も残つておるし、これを是非繼續して完成してもらおうようにお願いしますと云うことは、課長や局長にもお願いをして極力配慮する、考へるとは云つてありますけれども、それが実際にどう云う答えを出すかが心配だとこう申し上げておきます。

10番～内示までには行かなくても主管局の方々とお話し食いしたことによりまして、大体當來そうなお感じであられますか。これ手ててある

市長～都市計画、都計課長の渡久地さんなんかも、これは皆天間の1番目ねきの何んであるし、是非早くやつてあげたやいかんと云うことは

こうお願い申し上げてありますので、何んとか行きやせんかと思うけれども、これが確実に今度工事當来るということが確信が得られない訳けであります。それから今の補償の何は未だ書面でなしに電話での、早く設計をして準備に入つて良いと云うことは電話であつた様であります。以上であります。

3番～予算があまればその勢はたりると云う今市長のお話しがありました
が、今政府の方で第1次の内示が出て、その中にも宣野溝の排水工事
或は他の工事もないと云うお話しを聞いて非常にびっくりしている
訳でございますが、しかしこの面において外の地域の予算の何が
あつたらもうと云うふうなことよりは、積極的に行つて是非予算
にありますと云う面が、これは確実で必要じやないかと思うんだ
が。その面において市長さん或は課長さんにおいて、この排水工事
の予算を是非予算面まで組ます様に政府に折衝、確実なる責任者に
対してその折衝をやられた事があるかどうか。外の長田の問題もそ
うだと思いますが。

市長～予算に組ます様に、いわゆる立法院。是非続行してやつて戴く様う
にと云うことは再三にわたつてお願いしております。

議長～暫休憩致します。（午後3時30分）

議長～再開致します、（午後3時34分）

10番～今先の市長さんの御答弁によりますと予算のたまりがある場合には
と云う言葉がありました。現実に本年度予算の申に2万ドルの工
事費が上提されております。若しもその余がなかつた場合には支給
欠かんと云うものが生じはせんかと非常に心配するものと思います
この面について、是非とも極力に折衝をして戴だく様又そう云組織
体のもとで再び再び折衝されておられんことは推測するものでござ
りますが、現在までその折衝の経過をお聞かせ願いたいと思います

市長～政府、直接局にも行きますし、又これの検査の場合にもこれはしゆ
ん工検査ではありませんよ、未だ先も残つておるし。これを是非繼
続して完成してもらうようにお願いしますと云うことは、課長や局
長にもお願いをして極力配慮する、考えるとは云つておりますけれ
ども、それが実際にどう云う答えを出すかが心配だとこう申し上げ
ておきます。

10番～内示までには行かなくても主管局の方々とお話し合いしたことによ
りまして、大体出来そうなお感じであられますか。

市長～都市計画、都計課長の渡久地さんなんかも、これは普天間の1番目
ぬきの何んであるし、是非早くやつてあげたいかんと云うことは

良く了解しておりますが、そういうことは課長や局長にも、それは貴方の方から良くお話し下さいと云うので大体連絡への最近のお願いもほとんどこれが主になつてお話し、お願ひをしている訳であります。

10番～これは今先市長さんがおつしやつた様にぬき通りと云うこともありますし、又本年度予算にも計上されている予算でございますので、極力に折衝して載いて今日も早く実現して戴きます様御努力を願います様う御要望申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時40分)

4番～課長さんの方に調達費開致したいと思います、政府からの各市町村への、この助成金の状況は一応はあくしているか、それについて

建設課長～各市町村に対する補助金は、政府の方が非常に、政府の方針として譲らさない方針を取つて居ります關係上、詳しいことは良くわかつておりません。私が關係する都市計画事業に対する補助と云うものは、内々に打合せて、向うの意見する所、こつちの要望するのかみ合せて、ユツの計画書程度のものは出来上つております。私がこれが実際にまだ打合せの段階でありますと、日本援助及び政府援助とこう云う問題をかかえている關係上向うとしても公表を全部させております。

4番～しかしあくまでも予算の執行と云うものは公表すべきのが原則であるにもかかわらず、各市町村への助成の状況が、全く秘密にされていると云う政府の考え方方が、私は理解出来ませんが、それは事実ですか、せんせん各市町村への助成の状況は全然秘密にしているのが、政府の執行状況ですか。

建設課長～これは予算化されたものに対しては明らかであります。所が現在段階で予定していると云うものに対しては極力さけている様な状況であります。

4番～私がお聞きしているのは、現在執行されている、例へば前年度の助成状況と、あるいは本年度の助成の状況が秘密にされているのか。

建設課長～予算化されたもの、若しくはこれが公表されているものと云うものを除いてのお話しだろうと思いますが。

4番～前年度のですね。もうすでに前年度は1963年度の予算もほとん

良く了解しておりますが、そういうことは課長や局長にも、それは貴方の方から良くお話し下さいと云うので大体巡回局への最近のお願いもほとんどこれが主になつてお話し、お願ひをしている訳であります。

10番～これは今先市長さんがおつしやつた様に圓ぬき通りと云うことでもざいますし、又本年度予算にも計上されている予算でございますので、極力に折衝して譲りて1目も早く実現して譲ります様御努力を願います様う御要望申上げます。

議長～暫休憩致します。(午後3時38分)

議長～再開致します。(午後3時40分)

4番～課長さんに間に連質問致したいと思います。政府からの各市町村への、この助成金の状況は一応はあくしているか、それについて

建設課長～各市町村に対する補助金は、政府の方が非常に、政府の方針として減らさない方針を取つて居ります關係上、詳しいことは良くわかつております。処が關係する都市計画事業に対する補助と云うものは、内々に打合せて、向うの意図する処、こつちの要望するのかみ合せて、1つの計画書程度のものは出来上つております。処がこれが実際にまだ打合せの段階であります。日本援助及ぶ政府援助と云う問題をかかえている關係上向うとしても公表を全部させております。

4番～しかしあくまでも予算の執行と云うものは公開すべきのが原則であるにもかかわらず、各市町村への助成の状況が、さく秘密にされていると云う政府の考え方がある、私は理解出来ませんが、それは事実ですか。せんぜん各市町村への助成の状況は全然秘密にしているのが、政府の執行状況ですか。

建設課長～これは予算化されたものに対しては明らかであります。所が現在段階で予定していると云うものに対しては極力さけている様な状況であります。

4番～私がお聞きしているのは、現在執行されている、列へば前年度の助成状況と、あるいは本年度の助成の状況が秘密にされているのか。

建設課長～予算化されたもの、若しくはこれが公開されているものと云うものと除いてのお話しだろうと思いますが。

4番～前年度のですね。もうすでに前年度は1963年度の予算もほとん

と消化執行済みだと想うんですが、その各市町村への助成の執行状況は充々はあくされておりますか。

建設課長～それにつきましては、確実な資料はもつております。

4 番～市長さんの方ではどうでしようか、各中部の各市町村に対する或は全羅の市町村に対する助成金の執行状況は充々はあくされておられますか。そうしないと、外の市町村に比べて本市の政府からの助成の状況はどうなつているかと云うことが充々私はつかめないんじやいかないと。

市長～助成の執行状況ですが、例へば各市町村への配当その補助金の分配がどうなつているかと云うことですか。

4 番～とにかく政府のですね。執行上の助成がどう云うふうな状況で助成されているかどうか、これについてはあくされても見ないです。

市長～土木關係ですか、各局

4 番～工事關係です。それは土木工事もあるし、道路工事もあるうし、或は都市計画の都市計画事業の補助金もあるでしょうし、と云うこととは運送局の關係、或は通商局の關係は各全羅の市町村に対して、相当助成をしていると思うのですが、それを各市町村への助成がどうなつているかと云うこともわからんと云うことじや、一寸困るんじやないか。

市長～予算、あそこの予算内訳の何を幽しますね。あれに幽た登はわかりますが、その執行、実際執行において、いくら入札において、いくら利益があるか又いくらその村に金額が行つたと云うことは未だ調査したこともないでわかりませんが、予算にもらたのはわかります。

4 番その場合に本市他市町村との政府から還元される補助金で、補助金を受ける状況は比較して、どう云つた様な状況にあるかどうか、じや御説明願います。

市長～だからそれが未だその記録はしていない。

4 番～たえず各市町村に対する補助金の状況、どの程度他の市町村にはどう云う工事に対してどの程度の額の補助金が幽されているかどうかは、一応は折衝しに行く場合或はこれから次の工事の申請を幽す場合に大きな資料となるかと私は思つております。

ど消化執行済みだと想うんですが、その各市町村への助成の執行状況は充份はあくされておりますか。

建設課長～それにつきましては、確実な資料はもつておりません。

4 番～市長さんの方ではどうでしょうか、各市町村に対する或は全島の市町村に対する助成金の執行状況は充份はあくされておられますか。そうしないと、外の市町村に比べて本市の政府からの助成の状況はどうなつているかと云うことが充份私はつかめないんじやいかなと。

市 長～助成の執行状況ですが、列へば各市町村への配分その補助金の分配がどうなつているかと云うことですか。

4 番～とにかく政府のですね、執行上の助成がどう云うふうな状況で助成されているかどうか、これについてはあくされても見ないですか

市 長～土木關係ですか、各局

4 番～工事關係です。それは土木工事もあるし、道路工事もあるうし、或は都市計画の都市計画事業の補助金もあるでしょうし、と云うことは運輸局の關係、或は経済局の關係は各全島の市町村に対して、相当助成をしていると思うんだが、それを各市町村への助成がどうなつているかと云うこともわからんと云うことじや、一寸困るんじやないか。

市 長～予算、あそこの予算門訳の何を出しますね。あれに出た分はわかりますが、その執行、実際執行において、いくら入札において、いくら利益があるか又いくらその村に金額が行つたと云うことは未だ調査したこともないのですね。予算にもらたのはわかります。

4 番その場合に本市他市町村との政府から還元される補助金で、補助金を受ける状況は比較して、どう云つた様な状況にあるかどうか、じや御説明願います。

市 長～だからそれが未だその記録はしてない。

4 番～たえず各市町村に対する補助金の状況、どの程度他の市町村にはどう云う工事に對してどの程度の額の補助金が出されているかどうかは、一応は折衝しに行く場合或はこれから次の工事の申請を出す場合に大きな資料となるかと私は思つております。

市長～今これでもつて、政府の補助金負配という考え方ではいかんじやないかと、例へば今慶北都に大きな橋が出来ましたですね。あれなんかほとんど中南部の予算をもつて行つても、あと予算にまに合わない様な、結局その政府の認める工事の重要性によつて、その額は非常に差が出て来るんじやないかと、その金額は。

4番～私が云うのは額の云々、例へば負配と云うことじやないんです。実際政府が各市町村から相当な補助金の陳情、或は申請が提出されると、私はおぼえております。その中で取扱選択して順番的に政府は支給するんじやないかと思います。そこでそれによつて一応は政府の予算が公平に私は執行され、そしてその状況が当然全住民に私は公開すべきだと思つております。しかし全住民がはたしてわかつていられないしですね。とくに補助金を陳情しに行く市町村長は、どの予算がどの様にどういつた面に支給されたか、どの地域にどの程度流れているんだと云うことを、私はたえず感觸しているんじやないかと思いますが、とにかく本市の場合は、中部の他の市町村に比べて、どの程度政府から還元されるか、或はどの程度修理個別、工事個別はあるんだが、どの程度補助金を受けているんだと云うことで、当然私は比較してしかるべきだと云ふうに考えますが、そう云う様な状態がわかつておられないと云う様なことでありますので、それはそれと致しまして、次の議会までに、1963年度の各市町村への助成の状況、63年もすでに執行中であります。63年度の予算はそれが全般的の各市町村に対する補助の状況はどうなつてあるか。その資料とそれから前年度において、1964年の予算でいる各市町村へのこの助成の状況をつぶさに調査してもらつて、そしてはつきりと、これまで外の市町村に比較になる様な資料を一応は提出、お願い致します。

議長～外に調査はありません、なければ進行致します。

3番～3番の質問はこれで打切りたいと思いますが、新聞にもよくある様に、この前の新聞で富古が30何万ドルの毎年度政府予算をもらうと、本年度支給かどうかと云う様な面の新聞もありました。それを見た場合は我々の市に、本市に比較した場合は10ヶ年負に20ヶ年負にもあたるような予算額と、この面が我々としては、計画が未だなつてなくて申請をしないものか、或は申請はしたんだが政府が認可しないのか、そう云うのもわからん訳です。その面は一応当局はもう少し政府とも書の連携を取られて政府の予算を十二分に受取られる様な御要望を申し上げます。

3番～次に那覇市の水源地問題について、市長の所見を聞きたいということになりますが、これはもうすでに2ヶ年余前から問題になつておりまして、本議会でも3回にわたつて要望を申し上げて、早急に委

市長～今これでもつて、政府の補助金分配という考え方ではいかんじやないかと、例へば今更北部に大きな橋が出来ましたですね。あれなんかほとんど中南部の予算をもつて行つても、あと予算にまに合わない様な、結局その政府の認める工事の重要性によつて、その類は非常に差が出て来るんじやないかと、その金額は。

4 番～私が云うのは類の云々、側へば分配と云うことじやないんです。実際政府が各市町村から相当な補助金の陳情、或は申請が届かれていると、私はおぼえております。その中で取扱選択して順番的に政府は支給するんじやないかと思います。そこでそれによつて一応は政府の予算が疊平に私は執行され、そしてその状況が当然全住民に私は公開すべきだと思つております。しかし全住民がはたしてわかつていられないしですね。とくに補助金を陳情しに行く市町村長は、どの予算がどの様にどういつた面に支出されたか、どの地域にどの程度流れているんだと云うことを、私はたえず感觸しているんじやないかと思いますが、とにかく本市の場合、中部の他市町村に比べて、どの程度政府から還元されるか、或はどの程度修運個所、工事個所はあるんだが、どの程度補助金を受けているんだと云うことで、当然私は比較してしかるべきだと云うふうに考えますが、そう云う様な状態がわかつておられないと云う様なことありますので、それはそれと致しまして、次の議会までに、1963年度の各市町村への助成の状況、63年もすでに執行中であります。63年度の予算はそれが全般の各市町村に対する補助の状況はどうなつてあるか。その資料とそれから前年度において、1964年の予算している各市町村へのこの助成の状況をつぶさに調査してもらつて、そしてはつきりと、ごちで外の市町村に比較になる様な資料を一応は提出。お願い致します。

議長～外に関連はありません。なければ進行致します。

3 番～3番の質問はこれで打切りたいと思いますが、新聞にもよくある様に、この前の新聞で富古が80何万ドルの現年慶政府予算をもらうと、本年度支給かどうかと云う様な面の新聞もありました。それを見た場合に我々の市に、本市に比較した場合に10ヶ年勞にも20ヶ年勞にもあたいするような予算額と、この面が我々としては、計画が未だなつてなくて申請をしないものか。或は申請はしたんだが政府が認可しないのか、そう云うのもわからん訳です。その面は一応当局はもう少し政府とも密の連携を取られて政府の予算を十二勞に受取られる様う御要望を申し上げます。

3 番～次に那覇市の水源地問題について、市長の所見を聞きたいということであります。これはもうすでに2ヶ年余前から問題になつておりまして、本議会でもち3回にわたつて要望を申し上げて、早急に委

員会を聞いて、委員会を設置して折衝する様にと云う様な御要望を申し上げておりますが、今日に至つております。市長さんのお考えでは、佐賀から未だ何も聞いて来ないから足がかりがないと云うこともあるかも知れませんが、しかし本市においてやるべき問題が相当あるんじやないかと、例えば公有水面の契約の問題、契約上で全面取水した問題、こういう問題を折衝するにおいて、佐賀との直接の補償の問題も生れて来るんじやないかと、どうにかしてこの那覇市に対する折衝のきっかけを作ると云う面でも、我々は前から要望をして居た。2回、3回にわたつても議会の議決として要望事項として市長に要望しておりました。早急なる折衝委員も上げて、折衝するようにと御要望申し上げてありましたが、一体どうなつたか。やる意図があるかどうかと云うことを近頃疑問に思つておる訳であります。それについて市長さんの意見を受けたまわりたいと思ひます。

市長～お答え申し上げます。職後那覇市の水源地である宣野瀬の地主の方が迷惑をこうむつている点であり、これを奮闘してもらいたいと云うことと、那覇市は課長も又この前も助役とも伊佐からの水の契約で見えた場合に、助役にも話すしとにかく那覇市としては、そう云う云うことを一語になつて話し合をもつて奮闘すると、どう云うふうに奮闘すると云うことになりますと、どうしてもそこの配管が変更されてどの様位の、何名の地主で、いく坪位そのパイプを引くために無理で使われているか、或はその他の水が余計取られておれば今までの田畠がどの位の被害をこうむつているか。そう云うものを調査して、そして蓄積がこれを今配管によつて使われている土地の小作料を請求してもらいたいと云うのか、或は買い上げをしてもらいたいと云うのか、或は又農作物に今まで被害をこうむつてから補償でもしてくれと云うのか、そう云うことを頼るために、4月に各農地主にその調査資料をうるためには道課の方で、それをまとめようとしたけれども、今までそれが未だまとまらない様であります。要するに農地主がそれだけ無関心であるのか、或は誰がいいのか知れませんが、そう云うものを擎えて、そして地主の意向を聞いて、こちらから代表者と云いますか、委員と云いますか、何名かでもつてこう云うことを地主は要求しているからユウこうして下さいと云うことをあたろうと思つておりますが、先に申し上げたように未だそう云う資料が充盈整えられ、又地主の意向がこうしてくれと云う意向も未だまとまらないで、市長としてもどう云うふうな折衝を進めていいか、向は何時でも折衝を受けると云うことを云つております。その点今準備が出来ておらないので、私折衝の段階にまで行つて居ないのであります。尚これについて若し水道課長から補足がございましたら。

3番～市長さんの方からの説明でわかつておりますが、では市長さんは佐

員会を開いて、委員会を設置して折衝する様にと云う様な御要望を申し上げておりますが、今日に至つております。市長さんのお考えでは、住民から未だ何も聞いて来ないから足がかりがないと云うこともあるかも知れませんが、しかし本市においてやるべき問題が相当あるんじやないかと、例えば公有水面の契約の問題、契約上で全面取水した問題、こういう問題を折衝するにおいて、住民との直接の補償の問題も生れて来るんじやないかと、どうにかしてこの那覇市に対する折衝のきっかけを作ると云う面でも、我々は前から要望をして居つた。2回、3回にわたつても議会の議決として要望事項として市長に要望しておりました。早急なる折衝委員も上げて、折衝するようにと御要望申し上げてありました。一体どうなつたか。やる意欲があるかどうかと云うことを見つけて思つてゐる訳であります。それについて市長さんの意見を受けたまわりたいと思います。

市長～お答え申し上げます。戦後那覇市の水源地である宣野湾の地主の方が迷惑をこうむつている点であり、これを善処してもらいたいと云うこととて、那覇市は課長も又この前も助役とも伊佐からの水の契約で見えた場合に、助役にも話すしとにかく那覇市としては、そう云う云うことを一々なつて話し合をもつて善処すると、どう云うふうに善処するかと云うことになりますと、どうしてもそこの配管が変更されてどの様位の、何名の地主で、いく坪位そのパイプを引くために無料で使われているか、或はその他水が余計取られておれば今までの田ほがどの位の被害をこうむつているか。そう云うものを調査して、そして各地主がこれを今配管によつて使われている土地の小作料を請求してもらいたいと云うのか、或は買い上げをしてもらいたいと云うのか、或は又農作物に今まで被害をこうむつているから補償でもしてくれと云うのか、そう云うことを知るために、4月に各關係地主にその調査資料をうるために水道課の方で、それをまとめようとしたけれども、今までそれが未だまとまらない様であります。要するに關係地主がそれだけ無関心であるのか、誠意がないのか知れませんが、そう云うものを整えて、そして地主の意向を聞いて、こちらから代表者と云いますか、委員と云いますか、何名かでもつてこうこう云うことを地主は要求しているからユッこうして下さいと云うことをあたろうと思つておりますが、先に申し上げたように未だそう云う資料が充分整えられ、又地主の意向がこうしてくれと云う意向も未だまとまらないで、市長としてもどう云うふうな折衝を進めていいか、向は何時でも折衝を受けると云うことを見つけております。何時でも話し合に応すると云うことを云つております。その点今補償が出来ておらないので、私折衝の段階にまで行つて居ないのであります。尚これについて若し水道課長から補足がございましたら。

3番～市長さんの方からの説明でわかつておりますが、では市長さんは住

員の補償の問題を先にやつているんですが、しかしあの調査の段階では、市でもつて当然やらなければいかん問題があると思うんです。この問題は別にして、住民に直接アンケートを出したが、こないと云うのを待つて居られると云うんですが、市自体がやらなければいかん問題が中にはあると思うんですが、この問題はどう処理される積りか。先にアンケートを出したということですが、これは地主、各方面に溝したもんであるのか、地主自体は未だ受けたことはないということですが、どういう方法で、区長さん自体もわからないと云うことであるが、どう云う方法で配つたか、その面をお聞きかせ願いたいと願います。

一点は市でやるべき、当然の契約問題或は公有水面の問題は当然市がやるべき問題と思うが、この問題住民の地主の問題を先にして、そのついでに市の問題を解決なされるつもりであるのか、又私の考えとしては一応そう云う市としてのやるべき問題を乗り上げれば、当然この住民の問題もきつかけになつて生れて来るんじやないかとその場合に住民からこうこういうふうだとはつきり、難しい様な、何かこの前の議会で水道課長は説明しておられましたが、ああ云うアンケートもとれるんじやないかと思うんですが、今の所バットとして住民に対して、どう云う補償の段階になつたら、ああ云う申請を出さなければいかんが、急になるとどうかわからんのに、ああ云うアンケートを乗つて果して住民が納得する様なアンケートであるか、そう云う面がありますので、私の考えでは、当然市でやるべき或は公有水面の契約方針の問題或はこの契約上に違反している問題とか、そういうものを乗り上げて折衝して行く段階において、この配水道、復水道の補償の問題或は買い上げの問題とか、それを市の考えでは、それをその住民からの要望をまとめて、それから折衝を始めたいということになれば、あと何ヶ月年数になるか、それはわからない訳です。しかし那覇市においてはすでにそれはもう充盈して、何時でも宜野湾市がそう云う折衝委員会を上げてやられるなら、我々は何時でも、その面に対しては充盈検討して、一轟になつて検討しようと、補償の分があれば補償もやらうと云うことまで行つていているのに、かん心の宜野湾市がその養育ときたなしで立ち切れていることになつていてるので、これが2・3ヶ月と云うならとにかく、そういう問題が始まつてから2ヶ月以上たつておるんですね。それに對して住民、住民とあります、しかし真先に市自体が考えられるべき問題があるんじやないかと思うが、その点市自体が取るべき態度ですね。

市長～公有水面の問題ということですね。

3番～公有水面の契約期間が15ヶ月となつております。契約の条に、しかしこれ自体はもうすでに契約も過ぎ、公有水面の契約は15ヶ月外のは水道条例でやられたものは5ヶ月年と云ふことになつております。

民の補償の問題を先にやつているんですが、しかしあの調査の段階では、市でもつて当然やらなければいかん問題があると思うんです。この問題は別にして、住民に直接アンケートを出したが、こないとうのを待つて居られると云うんですが、市 자체がやらなければいかん問題が申にはあると思うんですが、この問題はどう処理される積りか。先にアンケートを出したということありますが、これは地主、各々に出したもんであるのか、地主自身は未だ受けたことはないということありますが、どういう方法で、区長さん自身もわからないと云うことであるが、どう云う方法で配つたか、その面をお聞きかせ願いたいと思います。

一点は市でやるべき、当然の契約問題或は公有水面の問題は当然市がやるべき問題と思うが、この問題住民の地主の問題を先にして、そのついでに市の問題を解決なされるつもりであるのか、又私の考えとしては一応そう云う市としてのやるべき問題を取り上げれば、当然この住民の問題もきつかけになつて生れて来るんじやないかとその場合に住民からこうこういうふうだとはつきり、難しい様な、何かこの前の講会で水道課長は説明しておられましたが、ああ云うアンケートもとれるんじやないかと思うんですが、今の所バットとして住民に対しても、どう云う補償の段階になつたら、ああ云う申請を出さなければいかんが、急になるとどうかわからんのに、ああ云うアンケートを取つて果して住民が納得する様なアンケートであるか、そう云う面がありますので、私の考えでは、当然市でやるべき或は公有水面の契約方針の問題或はこの契約法上に違反している問題とか、そういうものを取り上げて折衝して行く段階において、この配水道、取水道の補償の問題或は買い上げの問題とか、それを市の考えでは、それをその住民からの要望をまとめて、それから折衝を始めたいということになれば、あと何ヶ月年数になるか、それはわからない訳です。しかし那覇市においてはすでにそれはもう充分認めて、何時でも宜野湾市がそう云う折衝委員会を上げてやられるなら、我々は何時でも、その面に対しては充分検討して、一概になつて検討しようと、補償の分があれば補償もやらうと云うことまで行つてはいるのに、かん心の宜野湾市がその後おときたなしで立ち切れていることになつてるので、これが2・3ヶ月と云うならとにかく、そういう問題が始まってから2ヶ月以上たつておるんですねそれに対して住民、住民とあります、しかし真先に市自身が考えられるべき問題があるんじやないかと思うが、その点市自身が取るべき態度ですね。

市長～公有水面の問題ということですね。

3番～公有水面の契約期間が15ヶ月年となつております。契約の条に、しかしこれ自身はもうすでに契約も過ぎ、公有水面の契約は15ヶ月年外のは水道条例でやられたものは50ヶ月年と云うことになつております。

市長～公有水面の問題と云うのは、堺間に過ぎているから取らん様にしてくれと云う意味ですか。

3番～その更新の問題を話し合によつて更新するか或は今後これは我々の自己水源だから、こうだと云う画を問題に打ち出すにおいて、交渉のきつかせになるんじやないかと、それにおいて又住民との補償の問題も出来て来ると云うことを考えておりますが、かん心な我々としてはこの問題が調査をして一応報酬したんだが、今日も早く折衝委員を上げて、折衝する様な要望もしたんだが、2ヶ月も過ぎてもおときたがないと云う自体が、市自体でやるべき問題もあるとそういうものもやりながら住民に呼びかければ、那覇市の折衝はこうなつていると云うふうに住民も応じて来るんだが、今の所そう云う様に消極的な画でやられたもんだから、一向に住民も応じて来ないと云う様な考え方を持つておるんだが、その点市としての考え方で、市自体でやるべき問題はどう云うふうに処理なさる考え方であるか。それから先の課長さんが薦めの議会でこう云うアンケートを出したと云うのは、地主個々に書かれたものであるのか、只代表にこう云う様式で出す様うにと云う事であつたのか、この点御答弁をお願いします。

水道課長～薦めの議会でこう云うアンケートを出したのは、5月2日の定期区長会で調査部長を通じて資料の依頼提出をしてあります。

3番～真志喜の区長さんも宇地泊の区長も受け取つてないと云うんですが果してわざされたかどうか。地主が何名であるか、それの調査をされたかどうか。果して請求は何回にしたか、請求は何回までに出し下さいと、又その日に出して来なかつたら更に請求は何回にやつたか。

財政課長～お答えします。この資料の提出方を依頼したのは5月2日でございまして、その当目は1時からコザ市役所において、沖縄の日本水道協会の沖縄支講としての受水対策協議会がありまして、どうしもはずせないので、会計係の具屋さんにて説明を依頼して、それですりものにしたのを区長会で呉屋氏が調査部長の区長、伊佐・大山・真志喜、それから宇地泊、大泊名の区長へ配る様に、私は指示をしてその会議に出席をしました。書類は文書は二通りでございまして、こう云う問題は実際に地主の意向、すなわち補償の問題がありますし、それから賃貸借になるかどうか、或は又売り渡し、譲渡にあるか、そう云う金銭的問題が添えますので、しつかりした地主の立場的な意向をつかんで、調整を委員会を開いてこの資料に、よつて調整をして那覇市の水道委員会と折衝をしたいとこう云う考えて居りました。しかし6月の予算の準備と、それから新しい那覇市との伊佐浜の取水の契約の問題、或は又水道公社との分水協定の契約の問題、こう云う問題

市長～公有水面の問題と云うのは、期間が過ぎているから取らん様にしてくれと云う意味ですか。

3番～その更新の問題を話し合によつて更新するか或は今後これは我々の自己水源だから、こうだと云う面を問題に打ち出すにおいて、交渉のきつかけになるんじやないかと、それにおいて又住民のこの補償の問題も出来て来ると云うことを考えておりますが、かん心な我々としてはこの問題が調査をして一応報告したんだが、1日も早く折衝委員を上げて、折衝する様な要望もしたんだが、2ヶ月も過ぎてもおとさたがないと云う自体が、市自体でやるべき問題もあるとそういうものもやりながら住民に呼びかければ、那覇市の折衝はこうなつていると云うふうに住民も応じて来るんだが、今の所そう云う様に消極的な面でやられたもんだから、一向に住民も応じて来ないと云う様な考え方を持つておるんだが、その点市としての考え方、市自体でやるべき問題はどう云うふうに処理なさる考え方であるか。それから先の課長さんが前の講会でこう云うアンケートを出したと云うのは、地主個々に聞されたもんであるのか、只代表にこう云う様式で出す様うにと云う事であつたのか、この点御答弁をお願いします。

水道課長～前任課長の場合に聞されたもので、5月2日の定例区長会で関係部落区長を通じて資料の依頼提出をしてあります。

3番～真志喜の区長さんも宇地泊の区長も受け取つてないと云うんですが果してわたされたかどうか。地主が何名であるか、それの調査をされたかどうか、果して請求は何回にしたか、請求は何回までに出しなさいと、又その目に出て来なかつたら更に請求は何回にやつか。

財政課長～お答えします。この資料の提出方を依頼したのは5月2日でございまして。その当月は1時からコザ市役所において、沖縄の日本水道協会の神縄支部としての受水対策協議会がありまして、どうしもはずせないので、会計係の呉屋さんに説明を依頼して、それですりものにしたのを区長会で呉屋氏が関係部落の区長、伊佐・大山・真志喜。それから宇地泊・大謝名の区長へ配る様に、私は指示をしましてその会議に出席をしました。書類は文書は二通りでございまして、こう云う問題は実際に地主の意向、すなわち補償の問題がありますし、それから賃貸借になるかどうか、或は又売り渡し、譲渡になるか、そう云う金銭的な問題が添えますので、しつかりした地主の金銭的な意向をつかんで、調整を委員会を開いてこの資料に、よつて調整をして那覇市の水道委員会と折衝をしたいとこう云う考えで居りました。しかし6月の予算の準備と、それから新しい那覇市との伊佐浜の複水の契約の問題、或は又水道公社との分水協定の契約の問題、こう云う問題

が優先して解決されるべきだと、それに支移賃の問題も一議になります。その方を早急に解決しなければならないと云うことと、この補償の問題に対しましては、これが解決した後に、つこんでこれを推進して行きたいと、こう云う考えでおりました。

3番～今課長さんが云われた様うに、そう云う面で非常におくれたと云うことがありますので、これは前から市議会が2・3回にわたつて要望をしている所でありますので、是非こう云う面のものを調査をもつて、例へばアシケートを出すにおいても、この資料提出を求めるにおいても、目を潜めその目にちに来ない場合は、夏に請求をすると云う面にまで熱を入れて努力してもらいたいと要望致しましてその問題が早急に那覇市と解決出来ます様、御要望申し上げておきます。私の質問を終ります。

10番～質問致します。メーター取付の方が相当おくれている様でございますが、その理由について御説明願います。

水道課長～説明致します。現在の所縁水メーター取付がおくれておりますが、これは去つたかんばつで、今まで簡易水道を使つておられた方々、或は自立の家でいの非戸水を使つておる方々が、かんばつによつて市の水道に切り替えたいと云う訳で、又その他の現在までは水道を使つしないで、天水を利潤しておられた方々もおるだろうと思いますが、その方達が一番に申し込みが殺到したもんで、それに反しまして、軍の水源地が水位が減少して、それに伴なう水圧の低下、そう云うことで、縁水申し込者は多くなつたものの、水圧はひくくなると云うことで、普天間あたりまでも、高台地の縁水は少しまつておこうと申しますのは、せつがくメーターをついて縁水しようとしたものの水が止まないということになると、ますます迷惑をするすると、その時脅はどの位かんばつになるかと云う訳で、一寸またしておつたせいもありまして、その階層からの申し込みのなんぞ、現在でも一寸おくれて、長いものは3ヶ月位もかかるつておる訳であります。その処置については、請負制にまはして、そして平常に戻したいとこう考えております。

10番～今の御説明はかんばつのせいもあつて、工事もおくれたと云う御説明でございますが、そういう点もあつたと思いますが、3ヶ月もおくれるということは、水というものは日常生活において、欠くべからざるものであり、これが平常通り戻るには、あと何ヶ月位は要するのであるのか、それから下の方に調査致しますので、その足りない脅は下請負業者に言せておると示されておりますが、下請負業者がやる場合は、相手の取り付け金をもらつておる様であります。その点について、いわゆる市当局が取付する場合は無料であるが下請負業者がやつた場合は、相手の金額を払わなければいけない

が優先して解決されるべきだと、それに又移管の問題も一諸になりまして、その方を早急に解決しなければならないと云うこととて、この補償の問題に対しましては、これが解決した後に、つこんでこれを推進して行きたいと、こう云う考えておりました。

3番～今課長さんが云われた様うに、そう云う面で非常におくれたと云うことありますので、これは前から市議会が2・3回にわたつて要望をしている所でありますので、是非こう云う面のものを関心をもつて、例へばアンケートを出すにおいても、この資料提出を求めるにおいても、目を決めその目にちに来ない場合には、更に請求をすると云う面にまで熱を入れて努力してもらいたいと要望致しましてその問題が早急に那覇市と解決出来ます様、御要望申し上げておきます。私の質問を終ります。

10番～質問致します。メーター取付の方が相当おくれている様でございますが、その理由について御説明願います。

水道課長～説明致します。現在の所給水メーター取付がおくれておりますが、これは去つたかんばつて、今まで簡易水道を使つておられた方々、或は自分の家ていの井戸水を使つておる方々が、かんばつによつて市の水道に切り替えたいと云う訳で、又その他の現在までは水道を使用しないで、天水を利用しておられた方々もおるだらうと思ひますが、その方達が一括りに申し込みが殺到したもんで、それに反しまして、軍の水源地が水量が減少して、それに伴なう水圧の低下。そう云うこととて、給水申し込者は多くなつたものの、水圧はひくくなると云うこととて、普天間あたりまでも、高台地の給水は少しまつておこうと申しますのは、せつかくメーターをついで給水しようとしたものの水が出ないということになると、ますます迷惑をするすと、その時分はどの位かんばつになるかと云う訳で、一寸またしておつたせいもありまして、その時分からの申し込みのなんて、現在でも一寸おくれて、長いものは3ヶ月位もかかるつておる訳であります、その処置については、請負制にまはして、そして平常に戻したいとこう考えております。

10番～今の御説明はかんばつのせいもあつて、工事もおくれたと云う御説明でございますが、そういう点もあつたと思ひますが、3ヶ月もおくれるということは、水というものは日常生活において、全くべからざるものであり、これが平常通り戻るには、あと何ヶ月位は要するのであるのか。それから下の方に連絡致しますので、その足りない分は下請負業者にさせておると云われておりますが、下請負業者がやる場合には、相当の取り付け金をもらつておる様でありますがその点について、いわゆる市当局が取付する場合には無料であるが下請負業者がやつた場合には、相当の金額を払わなければいけない

というむじゅんな点がある様でございますが、その点につけても、御説明をお願いしたいと思います。この件は、さうした点からお話をうながすのである。

水道課長～貝今の繪水検査が増加して、3ヶ月かかつていると、それの解消は何時頃であるかと云う御質問に対しましては、指定期に請負制をさせて、それでその課満し、平常に戻したいと思つております。目にちぢましては来月の半頃までには、今準備させておりますので、来月の半頃までには解消するものと思つております。尚これは最近からのことありますが、そういうやういにして3ヶ月もかかると、積り積もつたものが現在では、3ヶ月もかかるという訳で、どうしても何んとかして解消したいという訳で、申し込み者から是非水が欲しいと、早急に欲しいと、現段階では、例えば井戸水が出ている人達であれば、市が何する場合までは一寸の期間だつたら待てるであろうと云つた人もおりますが、中には賃住宅関係、駅目から外人が入るからとか、或は早急に水がなくては井戸もないし、天水の例もないと云う様な訳で、早急に入れてくれと云うもんに對しては、指定期を通じてしてくれと、指定期としましても、いくらかの料金は取るはずだから、そういう説明のもとに、行かしてはいます、が、指定期にも繪水に対する標準、繪水工事をする場合の標準を全部くはつておりますので、その工事の標準に準じて、工事をしなければいけないと云うことになつておりますので、ああなつてあります、が、標準以上の大工事の料金；それを請求して居るとした場合には、それは早速調査して訂正させたいと思つております。尚下請負業者をあります、が、市の条例にもあります通り、指定期の下請負業者、そういうのはさせてはいかないと云う事になつております。若しそう云つた様な下請負業者をさせている指定期がございましたら、これも調査して条例による、結果明らかに条例違反となる訳でありますから、早速処分をしたいと、そう考えております。

10番～この金額について、適當な金額についてございますが、私が聞いた範囲内におきましては、メーターを繋がした場合に；それだけでも、4ドル位いちらつておると云う様な話をして聞いておりますが、市として適正な金額は大体どの程度ですか。

水道課長～大体の金額と致しまして、3ドル50セントから4ドル位い、或は少ないものにおいては、3ドル。そういうような標準の標準になつております。

10番～メーター取付の場合に少ない所はございませんか。

議長～暫休憩をします。（午後4時12分）

議長～再開をします。（午後4時25分）

というむじゅんな点がある様でございますが、その点についても、御説明をお願いしたいと思います。

水道課長～只今の給水栓数が増加して、3ヶ月かかつていると、それの解消は何時頃であるかと云う御質問に対しましては、指定店に請負制をさせて、それでその解消し、平常に戻したいと思つております。目にち化しては来月の申半頃までには、今準備させておりますので、来月の申半頃までは解消するものと思つております。尚これは最近からのことですが、そういうやあいにして3ヶ月もかかると、積り積もつたものが現在では、3ヶ月もかかるという訳で、どうしても何んとかして解消したいという訳で、申し込み者から是非水が欲しいと、早急に欲しいと、現段階では、例えれば井戸水が出てる人達であれば、市が何する場合までは一寸の期間だつたら待てるであろうと云つた人もおりますが、申には貯氷室開栓、明冒から外人が入るからとか、或は早急に水がなくては井戸もないし、天水の何もないと云う様な訳で、早急に入れてくれと云うもんに対しても、指定店を通じてしてくれと、指定店としましても、いくらかの料金は取るはずだから、そういう説明のもとに、行かしてはいますが、指定店にも給水に対する部係、給水工事をする場合の部係を全部くばつておりますので、その工事の部係に準じて、工事をしなければいかないと云うことになつておりますので、ああなつておりますが部係以上の工事の料金、それを請求しておるとした場合には、これは早速調査して訂正させたいと思つております。尚下請負業者とありますが、市の条例にもあります通り、指定店の下請負業者、そういうのはさせてはいかないと云う事になつております。若しそう云つた様な下請負業者をさせている指定店がございましたら、これも調査して条例による、結果明らかに条例違反となる訳でありますから、早速処分をしたいと、そう考えております。

10番～この金額について、適当な金額についてございますが、私が聞いた範囲内におきましては、メーターを離がした場合に、それだけで6.7ドル位いちらつておると云う様な話を聞いておりますが、市として適正な金額は大体どの程度ですか。

水道課長～大体の金額と致しまして、3.ドル50セントから4ドル位い、或は少ないものにおいては、3ドル。そういうような部係の標準になつております。

10番～メーター取付の場合に少ない所はございませんか。

議長～暫休憩致します。(午後4時12分)

議長～再開致します。(午後4時25分)

10番～工事がおくれたことに対する対応としては、今先の御説明の中からかんばつとか、色々な事情があつたと云うことで納得が行きましたが、1回も早く正常に戻して戴く様御要望申し上げます。

1番～水道問題に関連してある事項でございますので、課長に質問申し上げます。大附名のバイオ膜の地域でございますが、一定の地域まで市負担で本管が来てある様であります。そして市長の話によりますと、その延長が予算の都合で施行出来ないので、繰水希望者の負担でもつて本管を延長するようにと、更にその新しくこの希望者が繰水希望者が出てある様でございますが、それらの人々が相当な工事費を払つておると云う様な話しがございますが、そう云う事実があるかどうか。

水道課長～40m²の300米位延長させてあります。それはいずれ市が何するからと云う訳で、そして向のした人が承諾しセズですね、それで引かしてあります。

1番～そういう理由があるんですか、この場合は非常に問題になるのは、同一地域内において、同じ繰水を受けるのに市長の負担が相当大きくなると云ふことがあります。執行部と致しましては、すみやかにそういう問題点を是正して不貞無性のないように解決して戴きたいと御要望申しあげます。

議長～外に調達質問はありませんか、なければ進行致します。

10番～野嵩ナガサク、知念宣、新城西原は解放になつて相当の面積になつておりますが、向の都計事業についてどの程度進んでいるか。尙今後の推進方針についてお伺いします。

市長～14番さんの3番の何んと同じでしようね、一議に答弁します。

建設課長～野嵩のナガサク、新城西原の一部は解放になつて現在、面積整理事業をするために測量調査を実施しております。それでその調査は政務が一轍やりまして、あと残り、政務の方方が途中で中止したため、その跡地を今優秀の方でやつております。計画の方は幹線道路を中心にはさみまして両側に細部街を通して確定が出来ていります。それは先だつて下平技官が日本の技官でございますが、来られた場合にも一応その計画を見て戴いて、それに對して色々御指導をおぎ夏玉磨も来て戴きました。その内容からしますと、現在大きな変更はないと言ふ訳で、只残されておるのは、減歩の問題と、これから進め方ということと、色々参考になる意見を採聽した訳であります。それで我々といたしましては、その面積整理事業をどうふうにして、これから進めて行くかと云うことでございますが、現在土

10番～工事がおくれたことに対する御説明の申からかんばつとか、色々な事情があつたと云うことで納得が行きましたが、1目も早く正常に戻して戴く様御要望申し上げます。

1番～水道問題に関連してある事項でございますので、課長に質問申し上げます。大謝名のバイパスの地域でございますが、一定の地域まで市負担で本管が来ておる様であります。そして市民の話しによりますと、その延長が予算の都合で施行出来ないので、給水希望者の負担でもつて本管を延長するようになると、更にその後新しくこの希望者が給水希望者が出ておる様でございますが、それらの人々が相当な工事料を払つておると云う様な話しがございますが、そう云う事実があるかどうか。

水道課長～40m²の300m位延長させてあります。それはいずれ市が何するからと云う訳で、そして向のした人が承諾してですね、それで引かしてあります。

1番～そういう理由があるんですか、この場合に非常に問題になるのは、同一地域内において、同じ給水を受けるのに市民の負担が相当大きくなることですが、執行部からしては、すみやかにあります。あると云うことでございますが、執行部と致しましては、すみやかにそういう問題点を是正して不合理的性のないように解決して戴きたいと御要望申しあげます。

議長～外に関連質問はありませんか、なければ進行致します。

10番～野嵩ナガサク、懈怠堂、新城西原は解放になつて相当の期間になつておりますが、向の都計事業についてどの程度進んでいるか。尚今後の推進方法についてお伺いします。

市長～14番さんの3番の何んと同じでしょうね。一諸に答弁します。

建設課長～野嵩のナガサク、新城西原の一部は解放になつて現在、区画整理事業をするために測量調査を実施しております。それでその調査は政府が一部やりまして、おと残り、政府の方が途中で中止したために、その部分を今後所の方でやつております。計画の方は幹線道路を中間にはさみまして両側に横部街を通して確定が出来ています。それは先だつて下平技官が日本の技官でございますが、来られた場合にも一応その計画を見て戴いて、それに対して色々御指導をお受け又主席も来て戴きました。その内容からしますと、現在大きな変更はないと言つて、只残されておるのは、減歩の問題と、これから進め方ということで、色々参考になる意見を拝聴した訳であります。それで我々といたしましては、その区画整理事業をどうふうにして、これから進めて行くかと云うことでございますが、現在土

地調査の測量が大体 80% 程進んで居ります、それであとの 20% が済めば、直ちに地主にそれを査定の市場において従覧をさせたいと考えて居ります。実際はこれはあの土地調査と関連がありましてあの政府が直接施行しておる、部分に対しては政府の様式、もしくは制度区分による、手続によつて従覧をさせて居りますが、これまで待つと云うことは相当の期間を待つ訳でございますので、これは政府とも話し合ひをして、市自体の立場で地主の了解を得ておくとこう云うふうな話してありますので一応従覧に供しましてその測量が正しい測量であり、又坪表においても左遷変動がないと云うことになれば、我々はそれを基礎にして合帳を作りたいと思うんです、その合帳に基づいてそれからカン地図計の段階に入る訳であります。その前に同じく地主の了解を得る従覧でありますから同時に整地工事をさせてもらうと云う条件も話し合いで一応了承を得たいと、こう云ふうに考えております、と云いますのは、測量が済みまして図面が出来ましたら現地そのものはこわしても支障はない、又複元するのも図面によつて容易でありますので車に騒音があるとか、と云うことが、よしんば起つても現地においてさしつかないと云う立場から一応整地工事までしてもらう了承を得て工事を着々と進めて行きたいと云うふうに考えておりますそれでこの地主の承諾でございますが、現在測量が済み次第出来れば本年夏中にも従覧に供したいとこう云うふうに考えて居ります。

10番～測量の 80% の完成は、今の地域ですか市全体の地域でなくて、この辺建設課長～現在の御質問の地域でございます。

10番～前地主の話によりますと地主 当局と減歩率においてつい違いがあつて話し合がつかないと云う様な話をして居りますが、その辺についてお話し貰いなされたことがありますか、又なされた場合には地主は大体どの程度だと、又市はどの程度といつてユツの線をもつて居られるならば、お聞きかせ願いたいと思います。

建設課長～前に地主会を開いて、説明会を致しましたことがございます、その時にいて減歩の問題が出来まして市当局として、3割5分と云う点を大体知らせてあります、と云いますのは、この3割5分と云うのが、平均減歩でございますので場合によつては、3割、場合によつては3割5分と云う線が出来るし、極端に土地の良くなる所は、4割ものばると、この減歩はその土地の値上がりと云いますが、整地前と現在の時価と整地後の時価の差額で精算する訳でございますから、評価の結果、その土地が利潤価値があると云うふうに評価した場合は減歩もおのずからほる訳でございます。極端に申しますと、隣り近所の土地であります、整地前は同じ向い合せでも換地された土地が 10 間道路に面する土地もあれば、3 間道路に面する土地もあると、同一の減歩でやる訳ではいかないと、こう云う立場から減歩もおのずから変つて来る訳であります。

地調査が測量が大体 80% 程進んで居ります。それであとの 20% が済めば、直ちに地主にそれを箇所の市場において従覧をさせたいと考えて居ります。実際はこれはあの土地調査と関連がありましてあの政府が直接施行しておる、部分に対しては政府の様式、もしくは制度区分による、手続によつて従覧をさせて居りますが、これまで得つと云うことは相当の期間を得つてござりますので、これは政府とも話し合ひをして、市自体の立場で地主の了解を得ておくとこう云うふうな話してありますので一応従覧に供しましてその測量が正しい量であり、又坪数においても左程変動がないと云うことになれば、我々はそれを基礎にして台帳を作りたいと思うんです、その台帳に基づいてそれからカン地設計の段階に入る訳であります。その前に同じく地主の了解を得る従覧でありますから同時に整地工事をさせてもらうと云う条件も話し合いで一応了承を得たいと、こう云うふうに考えております。と云いいますのは、測量が済みまして図面が出来ましたら現地そのものはこわしても支障はないし、又複元するのも図面によつて容易でありますので申に疑議があるとか、と云うことが、よしんば起つても現地においてさしつかないと云う立場から一応整地工事までしてもらう了承を得て工事をも着々進めて行きたいと云うふうに考えておりますそれでこの地主の承諾でございますが、現在測量が済み次第出来れば本年夏中にでも従覧に供したいとこう云うふうは考えて居ります。

10番～測量の 80% の完財は、今の地域ですか市全体の地域でなくて、

建設課長～現在の御質問の地域でございます。

10番～前地主の話によりますと地主の当局と減歩率においてくい違いがあつて話し合がつかないと云う様な話しをして居りますが、その面についてお話し合いなされたことがありますか、又なされた場合には地主は大体どの程度だと又市はどの程度といつて 1 ツの線をもつて居られるならば、お聞きかせ願いたいと思います。

建設課長～前に地主会を開いて、説明会を致しましたことがございます、その時に減歩の問題が出てまして市当局として、3割 5 分と云う点を大体知らせてあります。と云いますのは、この 3 割 5 分と云うのが、平均減歩でございますので場合によつては、3割、場合によつては 3 割 5 分と云う線が出来るし、極端に土地の良くなる所は、4割ものばると、この減歩はその土地の値上がりと云いますか、整理前と現在の時価と整理後の時価の差額で精算する訳でございますから、評価の結果、その土地が利潤価値があると云うふうに評価した場合は減歩もおのずからばる訳でございます。極端に申しますと、隣り近所の土地でありますても、整理前は同じ向い合せでも換置された土地が 10 間道路に面する土地もあれば、3 間道路に面する土地もあると、同一の減歩でやる訳ではいかないと、こう云う立前から減歩もおのずから變つて来る訳であります。

そのために平均3割5分程度は行くと云うふうな話し合いで進めてあります
所が地主の要望によりますと3割5分じや多いと云う様な意見を述べて居
ります。それは説明会の目頭でございますので、お互が話し合つたまではあ
りまして、事実上にこれをこう云うふうにしてもらいたいと云う要望では
ない誤であります。

10番～すぐ今残りの20%の測量が済み販売すぐ手をおかけになるお考えであら
れますか？

建設課長～測量が済めば、測量の精査をして面積をはかる事でござい
ますが、面積を測りましてその面積によつて者人に縦観をさせたいと云う
ふうに考えて居ります。

10番～この地域はほほ普天間解放地そして新城の解放地、喜友名と流く最も微少
みような場所で発展の重要な場所でございますので、一日も早く手がけて
早く様うが御要望申し上げます。

3番～課長の説明で減歩が3割あるいは3割5分までなるんじやないかと云うこ
とでございましたが、今問題になつてゐる寄富ですが、向う自体が2割5
分でも高いと云う様なことでやつておるんだが、ああ云う都市地域におい
て、2割5分でも高いと金屬がやつておるんだが、地主がやつておるんだ
が、こつちで末だ家も立たん所のそう云う所で、3割、或は3割5分と云
うことになれば、そこは直らなにもせん所は高くつくと云う様なことにな
るんだが、那覇市の寄富でやつておる所の都市計画、区線とこちらとの費
用の問題、これにおいてどうして金屬がそんなに負担をしなければいかん
か、その点がはつきりしないので、その点を明らかにしてもらいたい。

建設課長～現在那覇市がやつてゐる、区画整理は、那覇市の繁か街を離れて、ずつ
と寄富の方でござります。話によると3万坪程度と聞いて居ります
が、今の寄富の地域で、2割5分と云う縦で話しが進められておると云う
ふうに聞いて居りますが、しかし寄富の地域と、現在の宜野湾の新填海
辺一体の区画整理とは、位置的に違うんじやないかと、宜野湾における新
城と云うものは、都心部に相当するし、向う寄富の方は末だ山手の方に当
るとどう云うふうに見ますと、山手の方で2割と云うことは6メートル道
路を通すと云うのが基本の様であります。こちらの方では6mじや小さい
平均8mは通そうと云うふうに計画されております。と云ひますのは、6
mと云うのは、車一合がすれちがい、せい一杯と云う所であります。電子
玉が立つて居ると縦幅通りにくいと云う様な状態で、住宅地では車は通
つてもらうよりは、通らん方が静かで良いとこう云う見地から大体6mを
基準にして減歩を打ちだしておる様であります。それからもう一つはその
土地の利潤が個人売買によつて行われて、筆が小さい様であります。これ
はもども持つて居つた所有者が分譲した誤でございます。そうすると
縦幅3割も取られた場合は非常に使用が出来ないと、30坪を買つた人

そのために平均3割5分程度は行くと云うふうな話し合で進めてあります所が地主の要望によりますと3割5分じや多いと云う様な意見を述べて居ります。それは説明会の日頭でございますので、お互が話し合つたまでありますし、事実上にこれをこう云うふうにしてもらいたいと云う要望ではない訳であります。

10番～すぐ今残りの20%の測量が済み次第すぐ手をおかけになるお考えでありますか、

建設課長～測量が済めば、測量の精査をして面測、例えば面積をはかる事でございますが、面積を欄りましてその面積によつて各入に従覧をさせたいと云うふうに考えて居ります。

10番～この地域はほぼ普天間解放地そして新城の解放地、喜友名と続く最も微妙で美しい場所で発展の重複な場所でございますので、一目も疊く手がけて戴く様な御要望申し上げます。

3番～課長の説明で減歩が3割あるいは3割5分までなるんじやないかと云うことでございましたが、今問題になつている寄富ですが、向う自体が2割5分でも高いと云う様なことでやつておるんだが、ああ云う都市地域において、2割5分でも高いと併属がやつておるんだが、地主がやつておるんだが、こつちで末だ家も立たん所のそう云う所で、3割、或は3割5分と云うことになれば、そこは貴らなにもせん所は高くつくと云う様なことになるんだが、那覇市の寄富でやつておる所の都市計画、区線とこちらとの費用の問題、これにおいてどうして併属がそんなに負担をしなければいかんか、その点がはつきりしないので、その点を明らかにしてもらいたい。

建設課長～現在那覇市がやつておる、区画整理は、那覇市の繁か街を離れて、ずっと寄富の奥の方でございます。話によると3万坪程度と聞いて居りますが、今の寄富の地域で、2割5分と云う線で話しが進められておると云うふうに聞いて居りますが、しかし寄富の地域と、現在の宜野湾の新城周辺一体の区画整理とは、位置的に違うんじやないかと、宜野湾における新城と云うものは、都心部に相当するし、向う寄富の方は末だ山手の方に当るとこう云うふうに見ますと、山手の方で2割と云うことは6メートル道路を通すと云うのが基本の様であります。こちらの方では6mじや小さい平均8mは通そうと云うふうに計画されております。と云いますのは、6mと云うのは、車一台がすれちがい、せい一杯と云う所であります。電子玉ウが立つて居ると結局通りにくいと云う様な状態で、併宿地では車は通つてもらうよりは、通らん方が静かで良いとこう云う見地から大体6mを基準にして減歩を打ちだしておる様であります。それからもう一つはその土地の利潤が各人売買によつて行われて、筆が小さい様であります。これはもともと持つて居つた所有者の方が分譲した訳でございます。そうする結局3割も取られた場合は非常に利潤が出来ないと、30坪を買つた人が

がそれから取られると云うことになると、貸し道にならないと、そういう点もあつて土地の状況も自ら違つて来る訳です。この場合は土地そのものの賃料が少ない割合が大きいと云う点からも大いに利潤されるんじやないかと、それからもう一つは政黨と連絡まして、商店街と云う意味からおきましては、自から道路も大きく取らなきやいかん、減歩もその変り負担してもらうと、こう云うことが条件になつて、土地の筆が違つてくるんじやないかと、こう云ふように考えます。

3番～これは私、寄宿の質問を質問したら、それにお答えした様であります。寄宿においては2割5分でも多いと云うことだが、那覇市全体において、2割5分以上の減歩をやつた割合がないし、那覇市はほとんど2割5分どまりでやつておるんだが、そうなつた場合は、那覇市の都心地区は2割5分でとまつた所はどう云う關係であるか、

篠謙課長～都心部が2割ではございません。実質は3割であります。旧市街地です3割であります。一律3割で切つて居ります。と云いますのは、旧那覇市の場合は大体市街地、そのものに道路が相当あつた訳であります。そう云う個々道路の不足を負担すると云う意味においては、3割でも行けると、しかしこちらの場合は都心に発展はしつつあるけれども、旧道路が少ないと、そうすると新しい道路がそのまま土地所有者の負担になると云う場合には、減歩も自ら高くなる訳であります。那覇の場合はと石門とか、そう云うふうな■内き通りがあるし、圓環も末だ余裕が相当あつた訳でありますので、その那覇市の場合よりは、こちらの方が遙は大きいと、それから都心の方でありますが、整地工事の場合は、この起ふくよりも向こうは平地であつたと、終戦のときにも、すでに平地にされて居ります。この場合は、未だ未整地をしていかなければいけないと建立、土地が出て来る關係上、工事も多くつくとこう云うふうになつて減歩がある程度は多くかかるんじやないかと、それはあくまでも3割5分と云う線は、現在の状態から見て、概算そう云う程度は行くんじやないかと、それが現在■外という程度に考えて居られたら良いと思います。

10番～今の3割5分の提供は道路だけですか、それとも工事費を具積つての考え方ですか。

篠謙課長～これは全工事でございます。それで全工事費ですから、それ以外は微収しないなど云うふうになつています。斯が換地の対象になる土地が増地と当然権利としてもらうべ以上にもらつた場合は、これは微収がありますしかし正當の場合は微収はしないと云うのが原則です。もうユツ何しますが、この微収をした場合は金銭であります。一応全地域から微収はしましても、それだけでまだ免れないが充分余つたと、若しくは更政府の補助金がその上に来て都計道路、都計街路も政府の補助金でまだ免ないが出来たと云う場合の余剰金は、その地域内の各地主に返還する形でございます

がそれから取られると云うことになると、使い道にならないと、そういう点もあつて土地の状況も直ら違つて来る訳です。この場合は土地そのものの分譲が少ない割に筆が大きいと云う点からも大いに利用されるんじやないかと、それからもう一つは政策と致しまして、商店街と云う意味からおきましては、自から道路も大きく取らなきやいかん、減歩もその要り負担してもらうと、こう云うことが条件になつて、土地の筆が違つてくるんじやないかと、こう云ふように考えます。

3 番～これは私、寄宮の側を質問したら、それにお答えした様であります、寄宮においては2割5分でも多いと云うことだが、那覇市全体において、2割5分以上の減歩をやつた側がないし、那覇市はほとんど2割5分どまりでやつておるんだが、そうなつた場合には、那覇市の都市地区は2割5分でとまつた所はどう云う關係であるか、

建設課長～都市部が2割ではございません。実質は3割であります。旧市街地です3割であります。一律3割で切つて居ります。と云いますのは、旧那覇市の場合には大体市街地、そのものに道路が相当あつた訳であります。そう云う旧道路の不足を負担すると云う意味においては、3割でも行けると、しかしこちらの場合は都市に発展はしつつあるけれども、旧道路が少ないと、そうすると新しい道路がそのまま土地所有者の負担になると云う場合には、減歩も直ら高くなる訳であります。那覇の場合だと石門とか、そう云うふうな箇所通りがあるし、周囲も末だ余裕が相当あつた訳でありますので、その那覇市の場合は、こちらの方が筆は大きいと、それから整地の方でありますが、整地工事の場合でも、この起ふくよりも向こうは平坦地であつたと、終戦のときにも、すでに平坦にされて居ります。ここの場合には、未だ々整地をしていかなければいけないと想立、土地が出て来る關係上、工事も多くつくとこう云うふうになつて減歩がある程度は多くかかるんじやないかと、それはあくまでもう3割5分と云う線は、現在の状態から見て、概算そう云う程度は行くんじやないかと、それが現在箇度という程度に考えて居られたら良いと思います。

10 番～今の3割5分の提供は道路だけですか、それとも工事費を見積つての考え方ですか。

建設課長～これは全工事でございます。それで全工事費ですから、それ以外は微収しないと云うふうになつています。所が換地の対象になる土地が増換地と当然権利としてもらうべ以上にもらつた場合は、これは微収がありますしかし正常の場合は微収はしないと云うのが原則です。もう1つ何しますが、この微収をした場合の金銭でありますが、一応全地域から微収はしましても、それだけでまかなえないと充分余つたと、若しくは又政府の補助金がその上に来て都計道路、総部街路も政府の補助金でまかないが出来たと云う場合の余剰金は、その地域内の各地主に又返還する訳でございます

そうすると、被局補助金がくればそれだけういた勞はその地元に金額余つた勞を販賣する。あくまでもそういうこの地域内で自己まかないと云うかつとうにもなつて居ります。

10番～道路だけならば、いわゆる平均100mを基準にして、何分程度要しますか。

建設課長～2割5分程度は行くんじやないかと云うふうに見てています。

4番～該地域の區画整理について、以下促進申であると云う御説明であります。御説明によりますと本年中に縦だんまでござつけると云うことであります。それから整地と云うことになつた場合に時頃の見透しであります。何時頃から大体受け入れが出来かかるか、その見透しについてお伺いしたいと思います。尚ほ該地域はおつしやる様な非耕に難工事ですが、非常に落差が多くて、その事業も全般困難にあつかると願いますが、大体との建立の場合どの程度の埋土が必要であるか、或は又どう云つた様な埋土の構想をもつておられるか、それについて、2点だけ御説明願います。

建設課長～受け入体制の時頃であります。これは縦だんの結果によつて前はつきりすると願いますが、今の所縦だんが終らないままで、いわば土地調査のものが完全に行なわなければ、その時頃も確答は出来ないと願います。と云いますのは土地そのものが不安定で整地をしたり換地をしたりすると云うことになると、二箇に手間を取るし、一応は地域調査の確定を見てから、確実な計画を立てなければと思つています。それからもう1点、現在の地盤は大体4m位深い所で埋土が来るんじやないかと思つております。と云いますのは5号線が高いと云う点と、それから周辺が大体高いと云う点から深い所で4m位整地の必要があると、平均して3m程度は埋土をもつて来る必要があると、こう云うふうに見て居ります。それでこの建立に要する土さ、これは出来るだけ周辺から地主の了解を得て両方かみ合した所の高い所はけずるし、低い所は埋説ると云うふうにして行きたいとこう云うふうに考えております。

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議は終ることに致します。尚明日は日曜日でありますので休会して次回は9月30日午後1時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時53分)

そうすると、総局補助金がくればそれだけういた分はその地元に全額余つた分を配分する。あくまでもそういうこの地域内で自己まかないと云うかつこうにもなつて居ります。

10番～道路だけならば、いわゆる平均100mを基準にして、何分程度要しますか。

建設課長～2割5分程度は行くんじやないかと云うふうに見てています。

4番～該地域の区画整理について、図下促進申であると云う御説明であります。御説明によりますと本年中に縦だんまでこぎつけると云うことありますが、それから整地と云うことになつた場合に時期の見透しであります。何時頃から大体受け入れが出来きるか、それの見透しについてお伺いしたいと思います。尚又該地域はおつしやる様な非常工事ですが、非常に落差が多くて、その事業も全部困難にぶつかると思いますが、大体この独立の場合どの程度の埋立が必要であるか、或は又どう云つた様な埋土の構想をもつておられるか、それについて、2点だけ御説明願います

建設課長～受け入体制の時期でありますが、これは縦だんの結果によつて尚はつきりすると思いますが、今の所縦だんが終らないまま、いわば土地調査のものが完全に行なわらなければ、その時頃も確答は出来ないと思います。と云いするのは土地そのものが不安定で整地をしたり換地をしたりすると云うことになると、二重に手間を取るし、一応は地域調査の確定を見てから、確実な計画を立てて行きたいとこう思っています。それからもう1点、現在の地域は大体4m位深い所で埋土が来るんじやないかと思つております。と云いるのは5号線が高いと云う点と、それから周辺が大体高いと云う点から深い所で4m位整地の必要があると、平均して3m程度は埋土をもつて来る必要があると、こう云うふうに見て居ります。それでこの埋立に要する土さ、これは出来るだけ周辺か地主の了解を得て両方かみ合した所の高い所はけずるし、低い所は埋盡ると云うふうにして行きたいとこう云うふうに考えております。

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これをもつて本日の会議は終ることに致します。尚明日は日曜日でありますので休会して次回は9月30日午前10時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時53分)